

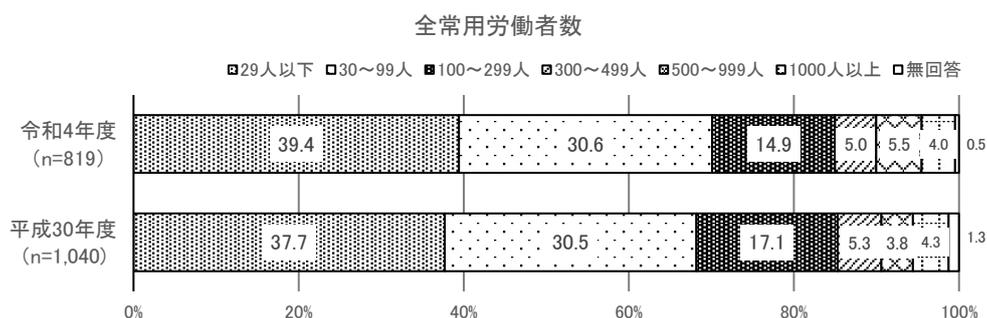
## 第2章 派遣元事業所実態調査

## 第2章 派遣元事業所実態調査

### 1. 派遣元事業所の概要

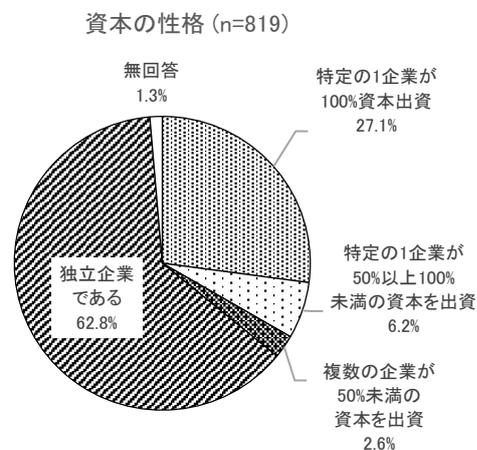
#### (1) 全常用労働者数【第1表】

○全常用労働者数は、「29人以下」が39.4%と最も高く、約4割を占めている。次いで「30～99人」(30.6%)、「100～299人」(14.9%)と続き、「300人以上」の大規模な事業所は合わせて14.5%となっている。



#### (2) 資本の性格【第2表】

○出資者については、「独立企業である」と回答した事業所が62.8%で最も高く、次いで「特定の1企業が100%資本出資」が27.1%となっている。

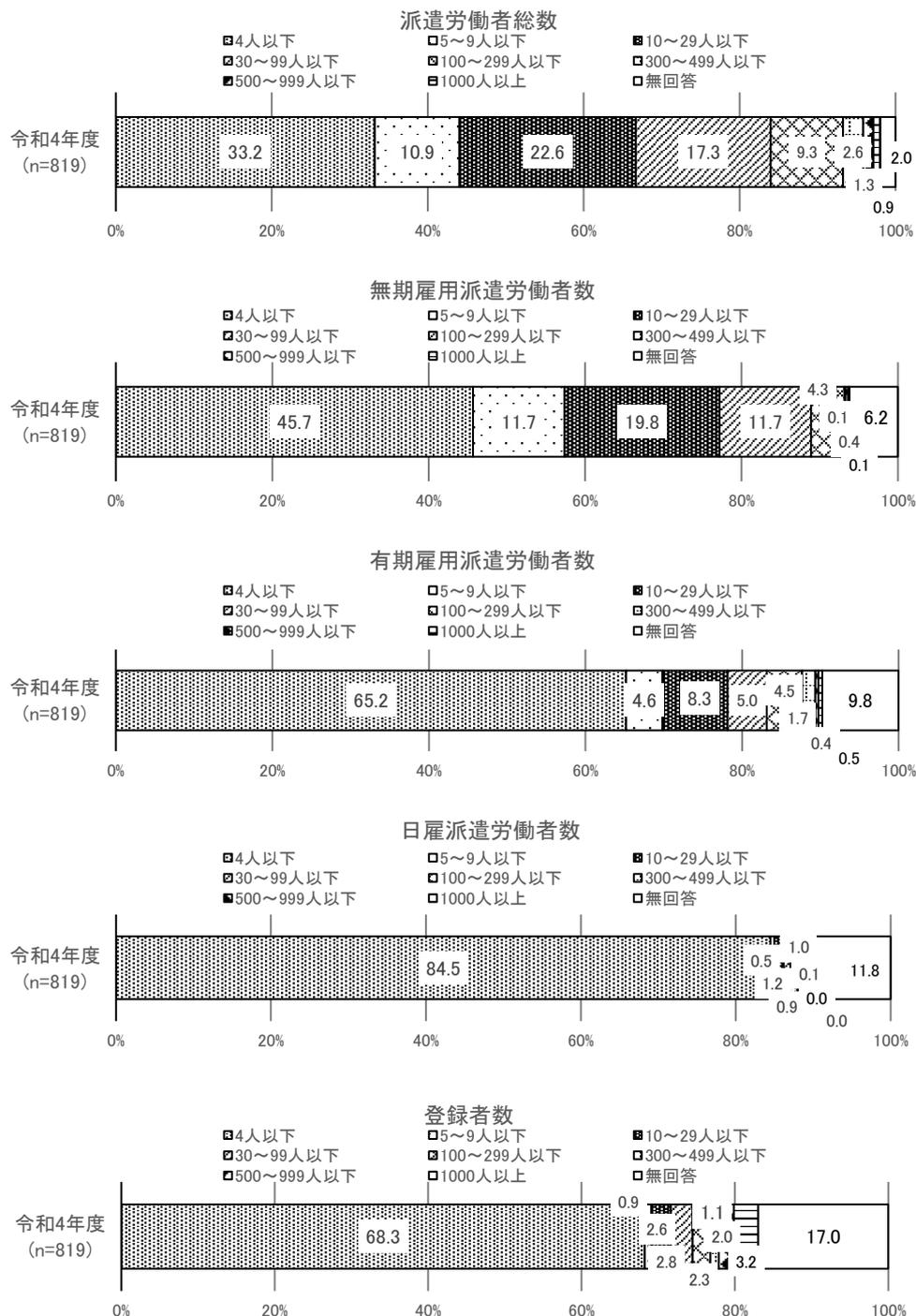


## 2.労働者派遣事業の実績

### (1)派遣労働者数等雇用実績【第3～7表】

○派遣労働者の雇用実績について、総数は「4人以下」が33.2%で最も高く、次いで「10～29人以下」が22.6%、「30～99人以下」が17.3%となっている。

○派遣労働者の種別でみると、いずれも「4人以下」が最も高く、日雇派遣労働者では84.5%、登録者では68.3%、有期雇用派遣労働者では65.2%、無期雇用派遣労働者では45.7%となっている。

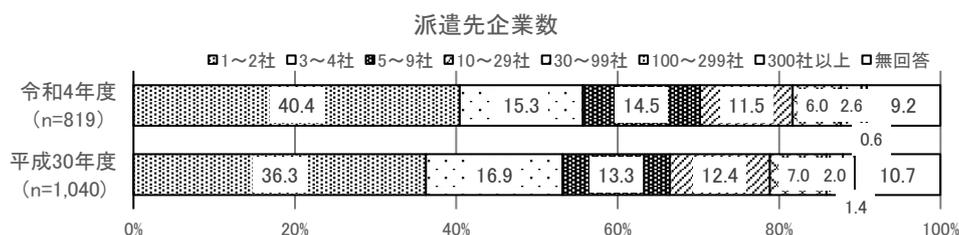


〈参考〉今回の調査における派遣労働者の実数

	回答件数	合計人数	平均人数
総数	803	58,694	73.1
無期雇用派遣労働者数	768	18,938	24.7
有期雇用派遣労働者数	739	25,086	33.9
日雇派遣労働者数	722	2,420	3.4
登録者数	680	219,950	323.5

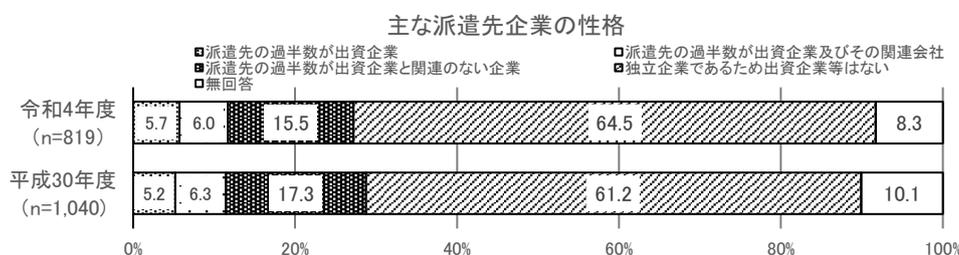
## (2) 派遣先の企業数【第8表】

○派遣先企業数については、「1～2社」が40.4%で最も高く、次いで「3～4社」の15.3%となっている。4社以下の合計が55.7%で過半数となっている。



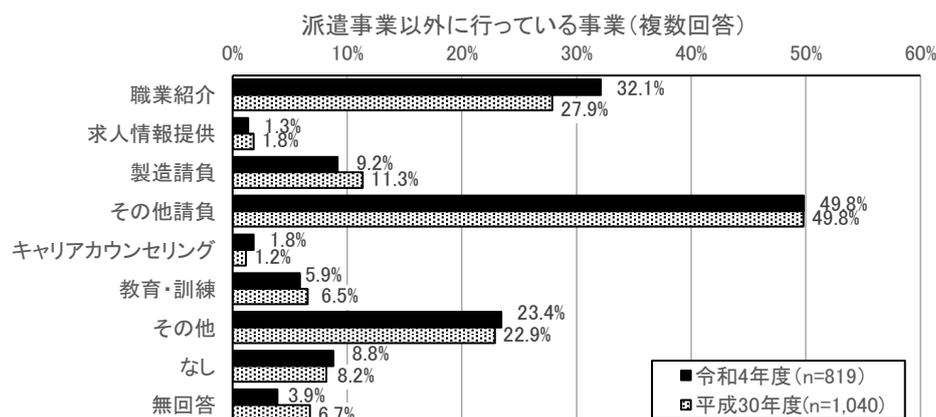
## (3) 派遣先企業の性格【第9表】

○主な派遣先企業の資本性格についてみると、「独立企業であるため出資企業等はない」が64.5%と6割を超えている。次いで「派遣先の過半数が出資企業と関連のない企業」が15.5%となっている。



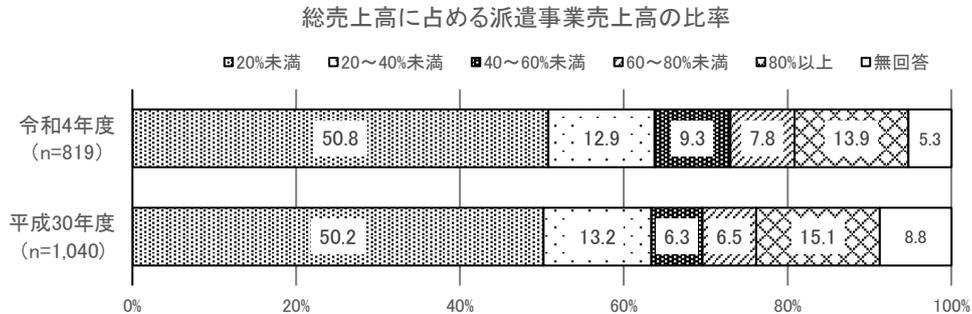
## (4) 派遣事業以外に行っている事業(複数回答)【第10表】

○派遣事業以外に行っている事業については、「その他請負」が49.8%で最も高く、次いで「職業紹介」(32.1%)となっている。



### (5) 総売上高に占める派遣事業売上高の比率【第 11 表】

○総売上高に占める派遣事業売上高の割合については、「20%未満」が50.8%とほぼ半数で最も高い。次いで「80%以上」（13.9%）、「20～40%未満」（12.9%）となっている。

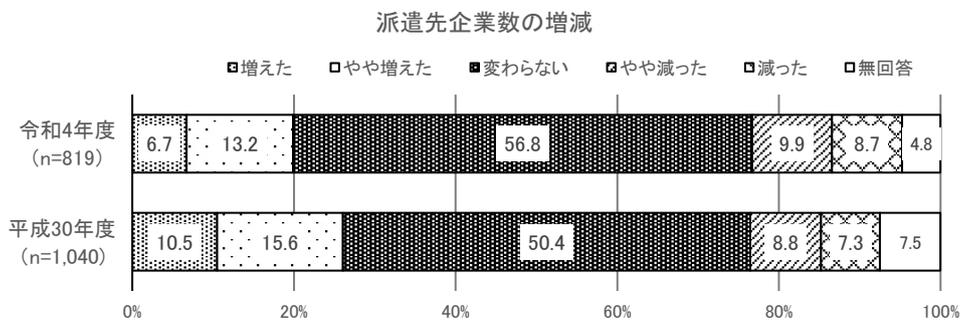


### (6) 派遣先企業数・派遣労働者数の増減(過去1年間)【第 12～13 表】

○過去1年間の派遣先企業数の増減については、「増えた」（6.7%）、「やや増えた」（13.2%）の合計が19.9%となり、「やや減った」（9.9%）、「減った」（8.7%）の合計が18.6%となっている。

○現在の派遣先企業数が多い企業ほど、派遣先企業数が「増えた」、「やや増えた」と回答する傾向がある。

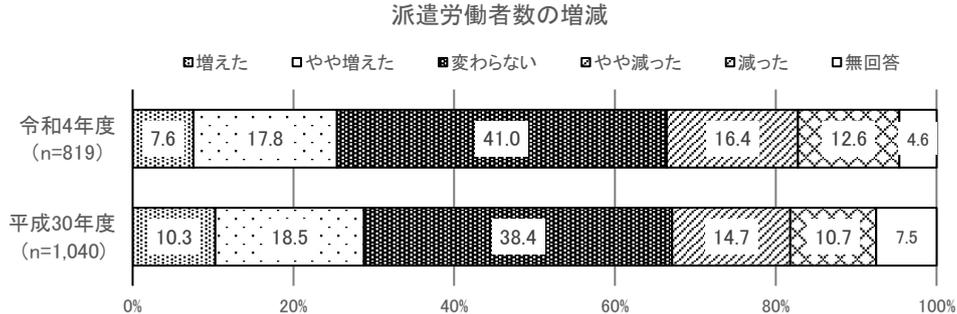
○総売上高に占める派遣事業売上高の比率が高い企業ほど、派遣先企業数が「増えた」、「やや増えた」と回答する傾向がある。



派遣企業数の増減＜現在の派遣先企業数別、総売上高に占める派遣事業売上高の比率別＞

		回答数 (件)	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った	無回答
現在の派遣先企業数	1～2社	331	4.2	5.4	76.4	4.8	8.5	0.6
	3～4社	125	8.0	15.2	55.2	12.0	9.6	0.0
	5～9社	119	3.4	20.2	52.1	16.8	6.7	0.8
	10～29社	94	9.6	24.5	38.3	16.0	11.7	0.0
	30～99社	49	24.5	24.5	22.4	24.5	4.1	0.0
	100～299社	21	19.0	47.6	14.3	9.5	9.5	0.0
	300社以上	5	40.0	40.0	0.0	20.0	0.0	0.0
事業売上高に占める派遣比率	20%未満	416	4.1	9.6	65.9	8.9	10.6	1.0
	20～40%未満	106	8.5	18.9	57.5	11.3	2.8	0.9
	40～60%未満	76	6.6	13.2	64.5	10.5	3.9	1.3
	60～80%未満	64	9.4	18.8	57.8	9.4	4.7	0.0
	80%以上	114	15.8	22.8	33.3	14.0	14.0	0.0

- 過去1年間の派遣労働者数の増減については、「増えた」(7.6%)、「やや増えた」(17.8%)の合計が25.4%となり、「やや減った」(16.4%)、「減った」(12.6%)の合計が29.0%となっている。
- 現在の派遣先企業数が多い企業ほど、過去1年間の派遣労働者数が「増えた」、「やや増えた」と回答する傾向がある。
- 総売上高に占める派遣事業売上高の比率が高い企業ほど、過去1年間の派遣労働者数が「増えた」、「やや増えた」と回答する傾向がある。
- 総売上高に占める派遣事業売上高の比率が高い企業ほど、過去1年間の派遣労働者数が「増えた」、「やや増えた」と回答する傾向がある。

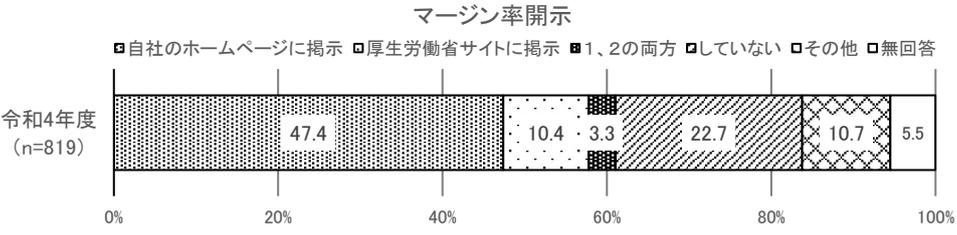


派遣先労働者数の増減<派遣先企業数別、総売上高に占める派遣事業売上高の比率別>

		回答数 (件)	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った	無回答
現在の派遣先企業数	1~2社	331	6.6	10.6	56.2	11.2	15.1	0.3
	3~4社	125	7.2	21.6	38.4	21.6	11.2	0.0
	5~9社	119	5.0	20.2	31.9	30.3	11.8	0.8
	10~29社	94	12.8	27.7	26.6	21.3	11.7	0.0
	30~99社	49	16.3	40.8	16.3	20.4	6.1	0.0
	100~299社	21	14.3	52.4	4.8	19.0	9.5	0.0
	300社以上	5	40.0	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0
事業売上高に占める派遣比率	20%未満	416	5.3	12.0	51.9	14.7	15.1	1.0
	20~40%未満	106	9.4	29.2	36.8	17.9	6.6	0.0
	40~60%未満	76	3.9	22.4	38.2	21.1	13.2	1.3
	60~80%未満	64	9.4	20.3	43.8	18.8	7.8	0.0
	80%以上	114	18.4	29.8	16.7	21.9	13.2	0.0

**(7) マージン率開示【第14表】**

- マージン率の開示については、「自社のホームページに掲示」(47.4%)で最も高く、「厚生労働省サイトに掲示」(10.4%)、「1、2の両方」(3.3%)と合わせると、61.1%となっている。
- 一方、マージン率の開示を「していない」は22.7%となっている。



### 3.派遣先企業の業種・規模、契約内容

#### (1)売上高が最大となっている派遣先企業【第 15 表】

○売上高が最大となっている派遣先企業の業種は、「情報通信業」が36.8%で最も高く、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」(13.2%)、「建設業」(11.7%)となっている。

派遣先企業の業種<売上が最大の派遣労働業務別>

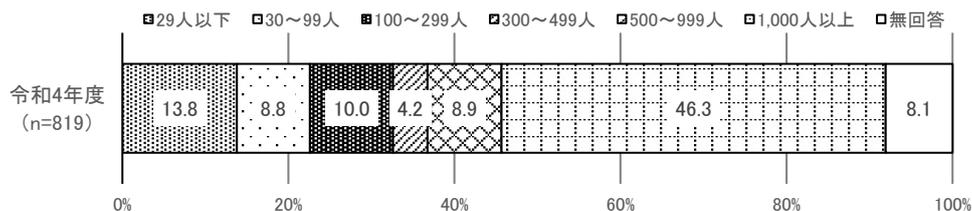
	回答数 (件)	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	物品賃貸業・不動産業	飲食サービス業	宿泊業、学習支援業	教育、医療、福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	その他	無回答
令和4年度	819	11.7	9.9	36.8	2.6	2.0	2.6	1.2	1.0	1.1	3.1	13.2	7.9	7.1
売上が最大の派遣労働業務	その他の管理的職業従事者	8	25.0	12.5	37.5	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5
	製造技術者	17	0.0	70.6	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	11.8	5.9
	建築・土木・測量技術者	52	80.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.3	1.9	0.0
	情報処理・通信技術者	274	0.4	8.0	80.3	0.4	0.0	2.2	0.0	0.0	0.0	6.2	2.6	0.0
	その他の技術者	42	23.8	21.4	11.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	4.8	16.7	19.0
	看護師	6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	83.3	16.7	0.0	0.0
	経営・金融・保険専門職業従事者	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	8	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他の専門的職業従事者	36	8.3	8.3	36.1	0.0	0.0	2.8	0.0	2.8	0.0	5.6	27.8	8.3
	一般事務従事者	61	4.9	14.8	16.4	4.9	1.6	6.6	3.3	0.0	8.2	6.6	16.4	16.4
	会計事務従事者	5	0.0	20.0	0.0	0.0	20.0	40.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0
	営業・販売事務従事者	9	11.1	11.1	33.3	0.0	0.0	22.2	11.1	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0
	運輸・郵便事務従事者	4	0.0	25.0	0.0	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	事務用機器操作員	5	20.0	0.0	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0
	商品販売従事者	13	0.0	0.0	23.1	0.0	61.5	0.0	0.0	0.0	0.0	15.4	0.0	0.0
	営業職業従事者	6	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	33.3	16.7	0.0
	介護サービス職業従事者	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	12.5	12.5	0.0
	飲食物調理従事者	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	25.0	25.0	0.0
	接客・給仕職業従事者	6	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	66.7	0.0	16.7	0.0	0.0
	その他のサービス職業従事者	28	10.7	0.0	10.7	0.0	0.0	0.0	3.6	3.6	0.0	3.6	60.7	7.1
	製品製造・加工処理従事者	8	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	機械整備・修理従事者	9	11.1	11.1	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	22.2	0.0
	機械検査従事者	5	0.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0
	自動車運転従事者	8	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0
	定置・建設機械運転従事者	6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0
	建設従事者 (建設躯体工事従事者を除く)	17	88.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.8	0.0	0.0
	運搬従事者	9	0.0	0.0	0.0	88.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0
	その他の運搬・清掃・包装等従事者	5	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	20.0	40.0	0.0
分類不能の職業	18	5.6	5.6	11.1	0.0	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	61.1	5.6	

※売上が最大の派遣労働業務(縦の項目)の回答数が「3サンプル以下」は掲載していない。

#### (2)売上高が最大となっている派遣先企業の従業員規模【第 16 表】

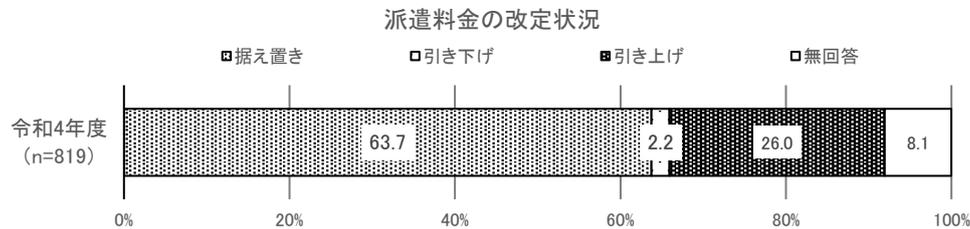
○売上高が最大となっている派遣先企業の従業員規模としては、「1,000人以上」が46.3%で最も高く、次いで「29人以下」(13.8%)、「100~299人」(10.0%)、「500~999人」(8.9%)となっている。

売上高が最大となっている派遣先企業の従業員規模



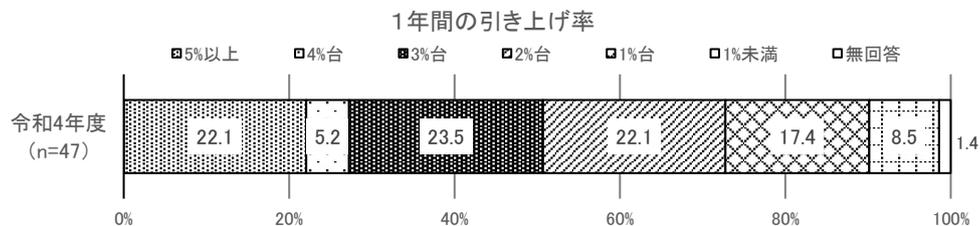
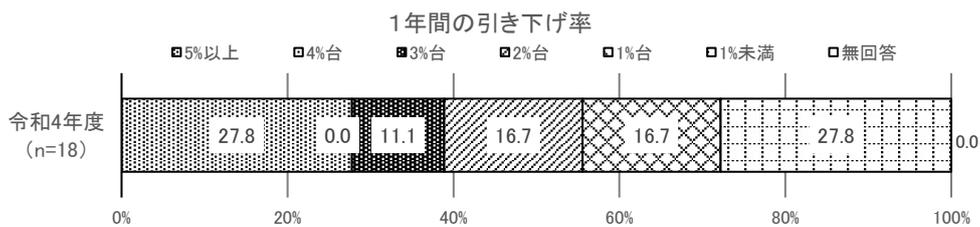
### (3) 派遣料金の改定状況【第 17～20 表】

○売上高が最大となっている派遣先企業に対する派遣料金について、1年前と比べた改定状況は「据え置き」が63.7%と高い。また、「引き上げ」は26.0%、「引き下げ」は2.2%となっている。



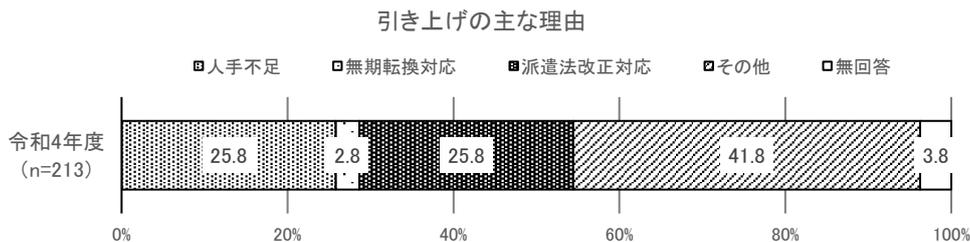
○派遣料金を引き下げた事業所の引き下げ率は、「5%以上」と「1%未満」がいずれも27.8%となっている。

○派遣料金を引き上げた事業所の引き上げ率は、「3%台」が23.5%で最も高く、次いで「5%以上」、「2%台」でいずれも22.1%となっている。



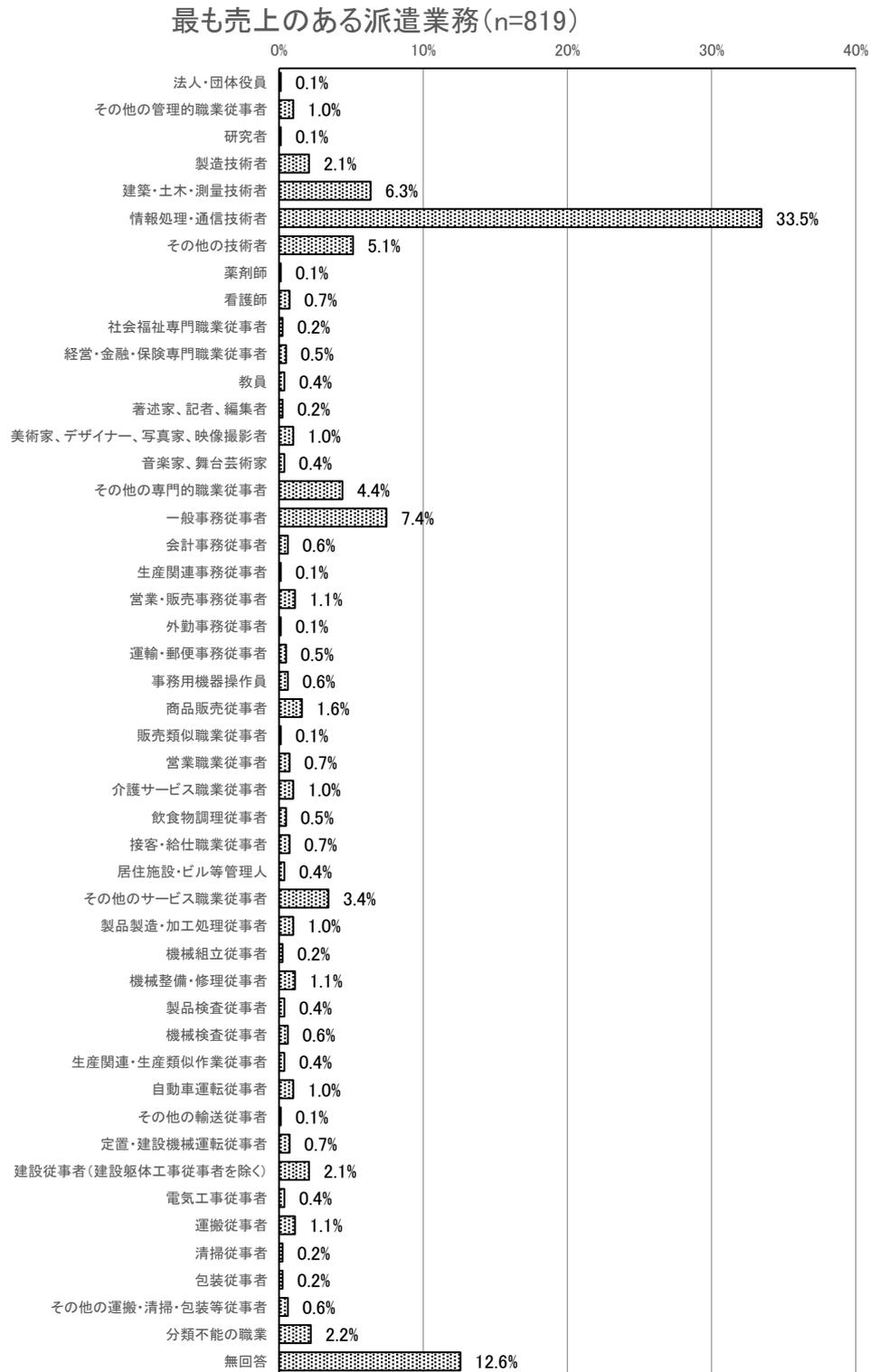
○派遣料金を引き上げた理由は、「その他」が41.8%で最も高く、「人手不足」、「派遣法改正対応」がいずれも25.8%となっている。

なお、「その他」には、スキルアップによる評価や、最低賃金の値上げ、経営状況等の理由があった。



#### (4)最も売上のある派遣業務【第 21 表】

○最も売上のある派遣業務については、「情報処理・通信技術者」が33.5%で最も高く、次いで「一般事務従事者」(7.4%)となっている。



※管理的公務員、法人・団体管理職員、農林水産技術者、医師、歯科医師、獣医師、准看護師、保健師、助産師、診療放射線技師、臨床検査技師、その他の医療技術者、その他の保健医療従事者、法務従事者、宗教家、家庭生活支援サービス職業従事者、保健医療サービス職業従事者、生活衛生サービス職業従事者、農業従事者、林業従事者、漁業従事者、生産設備制御・監視従事者、機械組立設備制御・監視従事者、鉄道運転従事者、船舶・航空機運転従事者、採掘従事者については、いずれも回答無しのためグラフから省略している。

### (5) 派遣契約期間と通算派遣契約期間【第 24～25 表】

○派遣契約期間が「1 か月未満」の短期的な契約の割合は、いずれの業務でも20%以下にとどまっている。「6 か月以上」の長期的な契約の割合は、「建築・土木・測量技術者」(57.6%)、「自動車運転従事者」(52.6%)などで高い。

○通算派遣契約期間が「3 年以上」の業務は、「製造技術者」、「研究者」、「美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者」などで高い。

派遣契約期間と通算派遣契約期間

	1 回の派遣契約期間						通算の派遣契約期間				
	回答数 (件)	1 か月未満	1 か月以上 3 か月未満	3 か月以上 6 か月未満	6 か月以上	無回答	回答数 (件)	1 年未満	1 年以上 3 年未満	3 年以上	無回答
研究者	4	0.0	25.0	25.0	50.0	0.0	4	0.0	50.0	50.0	0.0
製造技術者	40	0.0	25.0	52.5	20.0	2.5	40	12.5	32.5	55.0	0.0
建築・土木・測量技術者	92	1.1	5.4	35.9	57.6	0.0	92	7.6	46.7	44.6	1.1
情報処理・通信技術者	345	1.2	26.4	45.8	26.1	0.6	345	8.4	44.6	45.2	1.7
その他の技術者	81	1.2	14.8	37.0	44.4	2.5	81	6.2	44.4	46.9	2.5
看護師	14	0.0	78.6	14.3	7.1	0.0	14	28.6	57.1	7.1	7.1
社会福祉専門職業従事者	6	0.0	16.7	33.3	33.3	16.7	6	33.3	66.7	0.0	0.0
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	20	5.0	30.0	30.0	35.0	0.0	20	10.0	40.0	50.0	0.0
その他の専門的職業従事者	64	7.8	15.6	42.2	34.4	0.0	64	14.1	43.8	42.2	0.0
一般事務従事者	186	0.5	25.3	39.8	34.4	0.0	186	12.9	43.0	42.5	1.6
会計事務従事者	41	4.9	31.7	41.5	19.5	2.4	41	17.1	58.5	24.4	0.0
生産関連事務従事者	18	5.6	27.8	50.0	16.7	0.0	18	11.1	50.0	38.9	0.0
営業・販売事務従事者	50	2.0	32.0	40.0	26.0	0.0	50	16.0	54.0	28.0	2.0
事務用機器操作員	65	1.5	38.5	46.2	13.8	0.0	65	9.2	49.2	40.0	1.5
商品販売従事者	30	10.0	46.7	36.7	6.7	0.0	30	30.0	56.7	6.7	6.7
営業職業従事者	41	2.4	24.4	46.3	26.8	0.0	41	19.5	39.0	36.6	4.9
介護サービス職業従事者	14	7.1	85.7	0.0	7.1	0.0	14	21.4	64.3	0.0	14.3
飲食物調理従事者	15	6.7	53.3	20.0	20.0	0.0	15	33.3	46.7	20.0	0.0
接客・給仕職業従事者	24	4.2	37.5	20.8	37.5	0.0	24	45.8	33.3	16.7	4.2
その他のサービス職業従事者	48	16.7	25.0	14.6	39.6	4.2	48	29.2	39.6	29.2	2.1
製品製造・加工処理従事者	28	3.6	50.0	28.6	17.9	0.0	28	17.9	53.6	28.6	0.0
機械組立従事者	18	5.6	61.1	16.7	16.7	0.0	18	16.7	50.0	27.8	5.6
機械整備・修理従事者	19	5.3	31.6	21.1	42.1	0.0	19	10.5	42.1	47.4	0.0
製品検査従事者	30	3.3	50.0	30.0	16.7	0.0	30	13.3	53.3	33.3	0.0
生産関連・生産類似作業従事者	21	4.8	33.3	28.6	33.3	0.0	21	14.3	47.6	38.1	0.0
自動車運転従事者	19	5.3	10.5	31.6	52.6	0.0	19	21.1	36.8	42.1	0.0
その他の輸送従事者	18	11.1	50.0	5.6	33.3	0.0	18	16.7	44.4	38.9	0.0
その他	87	14.9	26.4	19.5	35.6	3.4	87	25.3	39.1	32.2	3.4

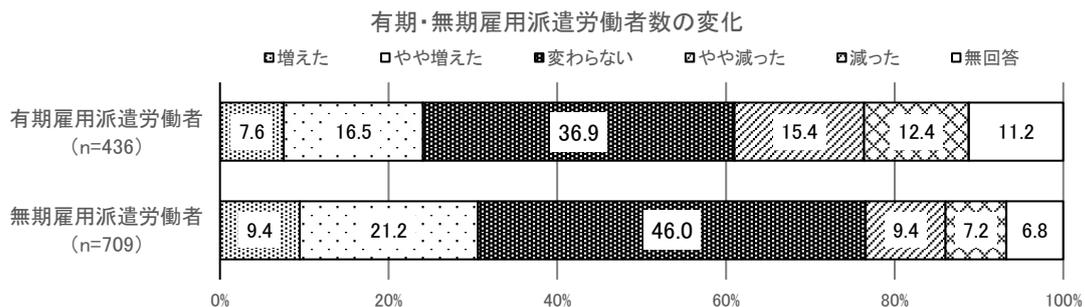
※業務（縦の項目）の回答数が「3 サンプル以下」は掲載していない。

## 4. 派遣労働者の状況

### (1) 在籍している派遣労働者数の変化(過去3年間)【第 26～27 表】

○有期雇用派遣労働者数については、「増えた」(7.6%)、「やや増えた」(16.5%)の合計が24.1%となり、「やや減った」(15.4%)、「減った」(12.4%)の合計は27.8%となっている。

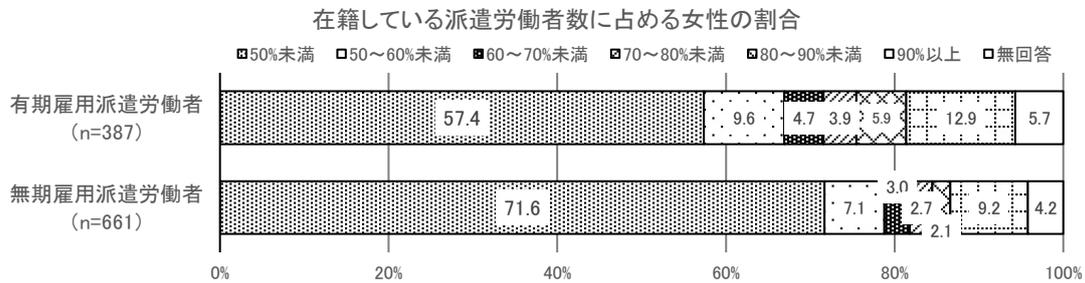
○無期雇用派遣労働者数については、「増えた」(9.4%)、「やや増えた」(21.2%)の合計が30.6%となり、「やや減った」(9.4%)、「減った」(7.2%)の合計は16.6%となっている。



※「有期雇用派遣労働者がいない」、「無期雇用派遣労働者がいない」を除いて集計

## (2) 在籍している派遣労働者数に占める女性の割合【第 28～29 表】

○女性の割合は、「50%未満」の事業所が有期雇用派遣労働者では57.4%、無期雇用派遣労働者では71.6%で高い。

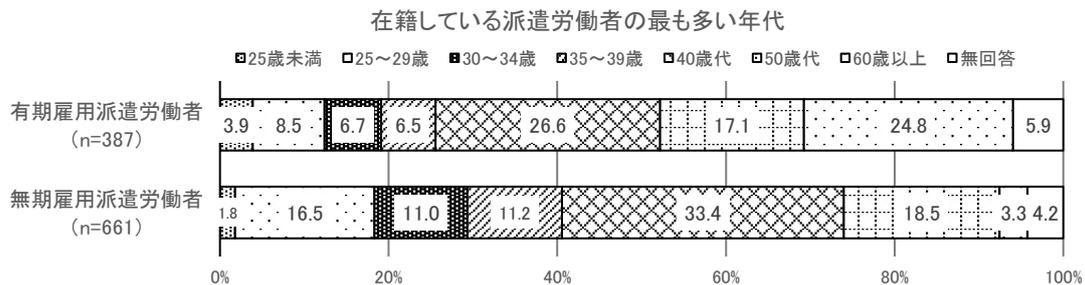


※「有期雇用派遣労働者がいない」、「無期雇用派遣労働者がいない」を除いて集計

## (3) 在籍している派遣労働者の最も多い年代【第 30～31 表】

○在籍している有期雇用派遣労働者の年代について、「40歳代」が最も多いと回答した事業所が26.6%で最も高く、次いで「60歳以上」が24.8%となっている。

○在籍している無期雇用派遣労働者の年代について、「40歳代」が最も多いと回答した事業所が33.4%で最も高く、次いで「50歳代」が18.5%となっている。

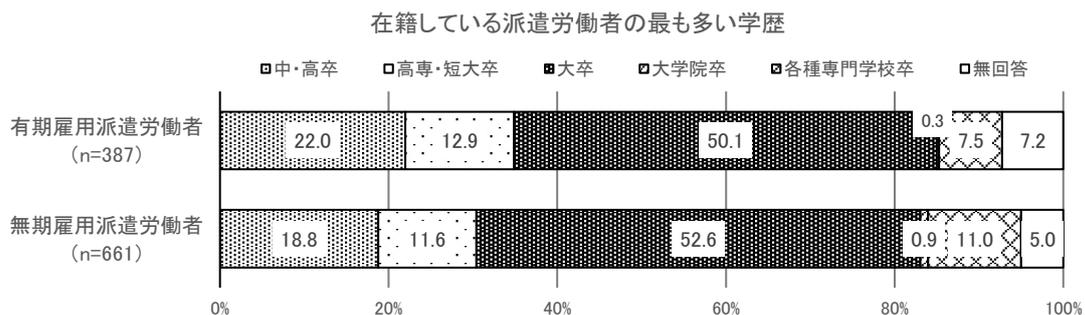


※「有期雇用派遣労働者がいない」、「無期雇用派遣労働者がいない」を除いて集計

## (4) 在籍している派遣労働者の最も多い学歴【第 32～33 表】

○在籍している有期雇用派遣労働者の学歴について、「大卒」が最も多いと回答した事業所が50.1%で最も高く、次いで「中・高卒」(22.0%)、「高専・短大卒」(12.9%)となっている。

○在籍している無期雇用派遣労働者の学歴について、「大卒」が最も多いと回答した事業所が52.6%で最も高く、次いで「中・高卒」(18.8%)、「高専・短大卒」(11.6%)となっている。



※「有期雇用派遣労働者がいない」、「無期雇用派遣労働者がいない」を除いて集計

### (5) 派遣労働者の登録業務【第 34～37 表】

○有期雇用派遣労働者登録者数の最も多い業務は、「情報処理・通信技術者」が18.1%で最も多く、次いで「一般事務従事者」(14.5%)、「建築・土木・測量技術者」(9.6%)となっている。

第1位から第3位までの合計では、「一般事務従事者」が26.1%で最も高く、次いで「情報処理・通信技術者」(20.2%)、「建築・土木・測量技術者」(10.9%)となっている。

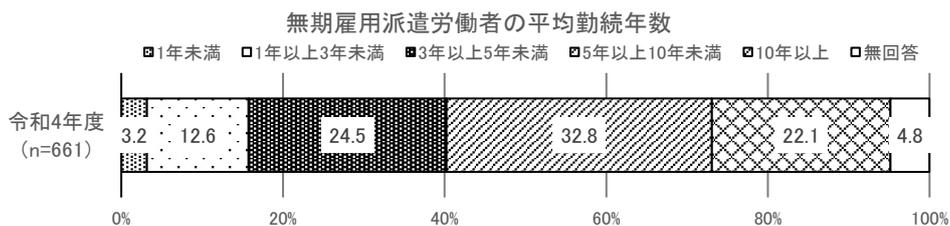
派遣労働者の登録業務

	有期雇用派遣労働者(n=387)			
	1位	2位	3位	計
その他の管理的職業従事者	0.5	0.3	0.3	1.0
製造技術者	2.1	1.0	0.0	3.1
建築・土木・測量技術者	9.6	0.8	0.5	10.9
情報処理・通信技術者	18.1	1.8	0.3	20.2
その他の技術者	3.4	1.3	0.0	4.7
看護師	1.3	1.6	0.0	2.8
准看護師	0.0	0.5	0.5	1.0
著述家、記者、編集者	0.3	0.5	0.3	1.0
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	1.0	0.5	0.3	1.8
その他の専門的職業従事者	3.9	0.3	0.3	4.4
一般事務従事者	14.5	6.7	4.9	26.1
会計事務従事者	1.3	1.0	0.8	3.1
営業・販売事務従事者	1.6	2.6	1.0	5.2
事務用機器操作員	1.0	2.6	1.0	4.7
商品販売従事者	3.6	0.0	0.0	3.6
営業職業従事者	0.8	1.0	1.0	2.8
介護サービス職業従事者	2.1	0.3	0.5	2.8
飲食物調理従事者	0.8	0.3	0.0	1.0
接客・給仕職業従事者	1.0	0.3	0.5	1.8
その他のサービス職業従事者	3.4	0.5	1.0	4.9
製品製造・加工処理従事者	1.6	0.3	0.5	2.3
機械組立従事者	0.3	0.8	0.0	1.0
生産関連・生産類似作業従事者	0.8	1.0	0.0	1.8
自動車運転従事者	1.0	0.3	0.3	1.6
定置・建設機械運転従事者	0.8	0.3	0.0	1.0
建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	1.0	0.0	0.0	1.0
運搬従事者	2.1	0.8	0.5	3.4
清掃従事者	1.0	1.0	0.0	2.1
その他の運搬・清掃・包装等従事者	1.6	0.8	1.6	3.9
分類不能の職業	1.6	0.5	0.3	2.3
無回答	13.2	65.9	81.1	13.2

※登録業務（縦の項目）の1位、2位、3位の合計の回答数が「3サンプル以下」は掲載していない。

### (6) 無期雇用派遣労働者の平均勤続年数【第 38 表】

○無期雇用派遣労働者の平均勤続年数は、「5年以上10年未満」が32.8%で最も高く、次いで「3年以上5年未満」(24.5%)、「10年以上」(22.1%)となっている。



## 5.派遣労働者の賃金

### (1)派遣労働者の賃金の平均額【第39～40表】

- 派遣中の1日(8時間当たり)の賃金の平均額は、有期雇用派遣労働者で16,888円、無期雇用派遣労働者で20,504円となっている。
- 賃金の平均額が高い業務は、有期雇用派遣労働者では「その他の技術者」(26,745円)、「建築・土木・測量技術者」(25,670円)、「情報処理・通信技術者」(23,601円)などで、無期雇用派遣労働者では、「その他の管理的職業従事者」(27,770円)、「その他の技術者」(24,724円)、「建築・土木・測量技術者」(23,227円)などとなっている。
- 賃金の平均額が低い業務は、有期雇用派遣労働者では「清掃従事者」(10,313円)、「その他の運搬・清掃・包装等従事者」(10,516円)などで、無期雇用派遣労働者では「清掃従事者」(10,843円)、「その他の運搬・清掃・包装等従事者」(10,845円)などとなっている。
- 「生産関連事務従事者」や「生産関連・生産類似作業従事者」、「製造技術者」などは、有期雇用派遣労働者の賃金の平均額が無期雇用派遣労働者の賃金の平均額を上回っている。

1日(8時間当たり)の賃金の平均額<業務別>(単位:円)

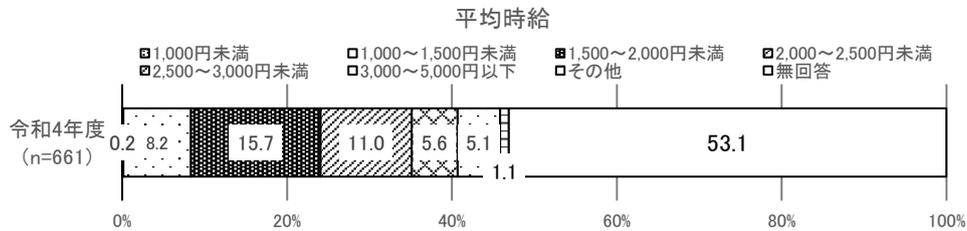
業務名	有期(n=550)	無期(n=796)
全業務平均	16,888	20,504
その他の管理的職業従事者	-	27,770
製造技術者	23,041	18,515
建築・土木・測量技術者	25,670	23,227
情報処理・通信技術者	23,601	23,095
その他の技術者	26,745	24,724
看護師	17,963	19,062
著述家、記者、編集者	-	23,091
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	17,940	17,056
その他の専門的職業従事者	20,808	21,591
一般事務従事者	14,327	15,451
会計事務従事者	15,109	18,878
生産関連事務従事者	22,085	15,916
営業・販売事務従事者	14,261	15,844
運輸・郵便事務従事者	-	11,299
事務用機器操作員	13,988	15,855
商品販売従事者	13,952	12,860
営業職業従事者	15,105	18,671
介護サービス職業従事者	13,358	15,417
飲食物調理従事者	11,724	-
接客・給仕職業従事者	12,798	12,398
居住施設・ビル等管理人	-	13,084
その他のサービス職業従事者	17,278	16,520
製品製造・加工処理従事者	11,314	12,999
機械組立従事者	11,688	-
機械整備・修理従事者	-	17,076
製品検査従事者	-	17,907
機械検査従事者	-	19,346
生産関連・生産類似作業従事者	17,843	13,076
自動車運転従事者	13,673	16,040
定置・建設機械運転従事者	-	17,646
建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	21,724	19,147
運搬従事者	11,483	12,310
清掃従事者	10,313	10,843
その他の運搬・清掃・包装等従事者	10,516	10,845
分類不能の職業	13,321	17,048

※登録業務(縦の項目)の1位、2位、3位の合計の回答数が「3サンプル以下」は掲載していない。

## (2) 派遣されていない無期雇用派遣労働者について【第 41～42 表】

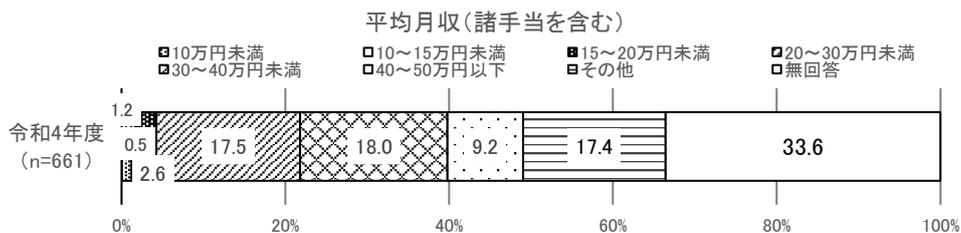
### ① 平均時給

○ 派遣されていない無期雇用派遣労働者の平均時給については、「1,500～2,000円未満」が15.7%で最も高く、次いで「2,000～2,500円未満」(11.0%)となっている。



### ② 平均月収(諸手当を含む)

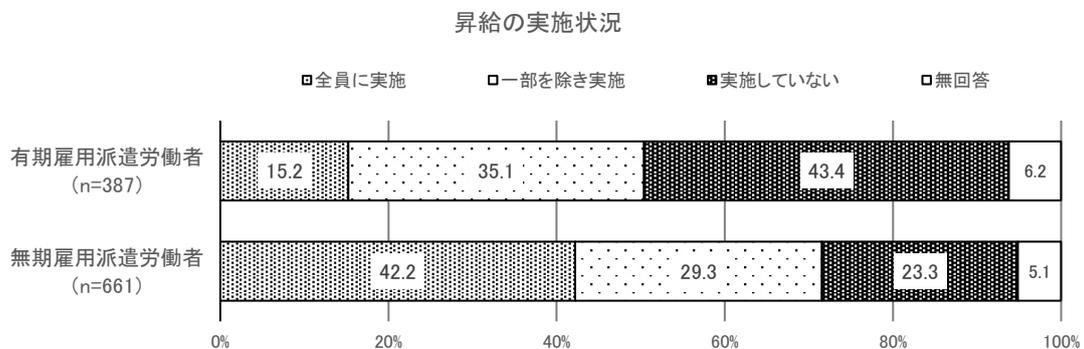
○ 派遣されていない無期雇用派遣労働者の平均月収(諸手当を含む)については、「30～40万円未満」が18.0%で最も高く、次いで「20～30万円未満」(17.5%)となっている。



## (3) 昇給の実施状況【第 43～46 表】

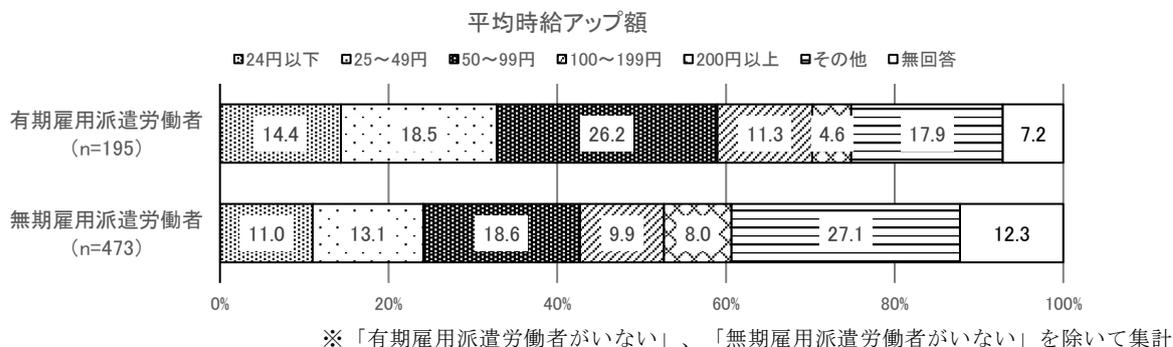
○ 有期雇用派遣労働者の令和4年の昇給については、「実施していない」が43.4%で最も高く、次いで「一部を除き実施」(35.1%)、「全員に実施」(15.2%)となっている。

○ 無期雇用派遣労働者の令和4年の昇給については、「全員に実施」が42.2%で最も高く、次いで「一部を除き実施」(29.3%)、「実施していない」(23.3%)となっている。



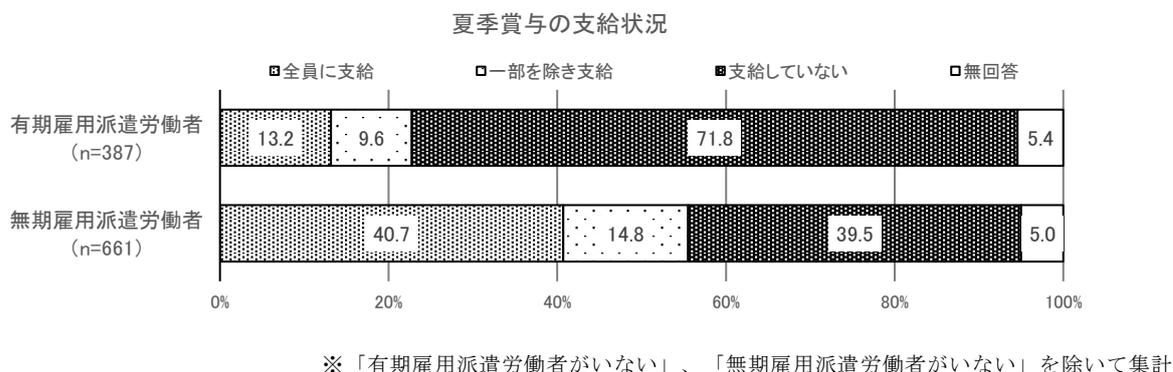
※ 「有期雇用派遣労働者がいない」、「無期雇用派遣労働者がいない」を除いて集計

- 有期雇用派遣労働者について、令和4年の昇給を実施した事業所の平均時給アップ額は、「50～99円」が26.2%で最も高く、次いで「25～49円」（18.5%）となっている。
- 無期雇用派遣労働者については、「その他」が27.1%で最も高く、次いで「50～99円」（18.6%）となっている。

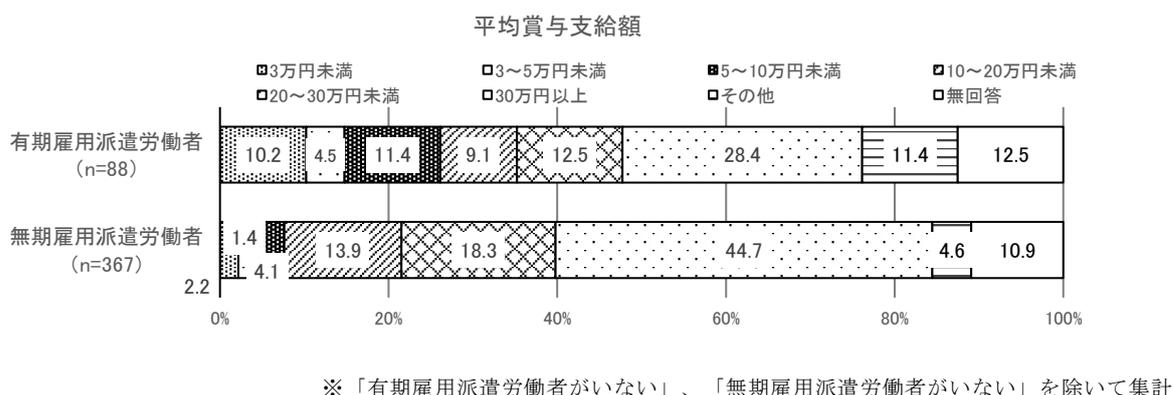


#### (4) 夏季賞与の支給状況【第47～50表】

- 有期雇用派遣労働者に対する令和4年の夏季賞与については、「支給していない」が71.8%で最も高く、次いで「全員に支給」（13.2%）となっている。
- 無期雇用派遣労働者については、「全員に支給」が40.7%で最も高く、次いで「支給していない」（39.5%）となっている。

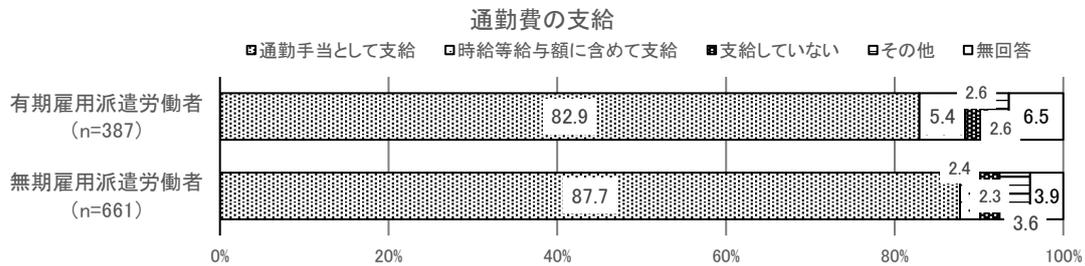


- 有期雇用派遣労働者について、令和4年の夏季賞与を支給した事業所の平均支給額は、「30万円以上」が28.4%で最も高く、次いで「20～30万円未満」（12.5%）となっている。
- 無期雇用派遣労働者については、「30万円以上」が44.7%で最も高く、次いで「20～30万円未満」（18.3%）となっている。



## (5) 通勤費の支給【第 51～52 表】

○通勤費の支給については、「通勤手当として支給」が有期雇用派遣労働者で82.9%、無期雇用派遣労働者で87.7%といずれも高い。

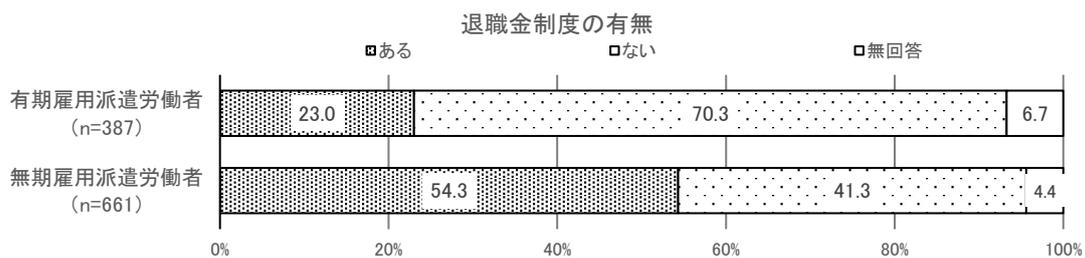


※「有期雇用派遣労働者がいない」、「無期雇用派遣労働者がいない」を除いて集計

## (6) 退職金制度の有無【第 53～54 表】

○有期雇用派遣労働者の退職金制度については、「ある」が23.0%、「ない」が70.3%と「ない」の割合が高い。

○無期雇用派遣労働者の退職金制度については、「ある」が54.3%、「ない」が41.3%と「ある」の割合が高い。



※「有期雇用派遣労働者がいない」、「無期雇用派遣労働者がいない」を除いて集計

## 6. 派遣労働者の労働条件

### (1) 派遣労働者の各種保険加入率【第 55～56 表】

○派遣労働者の雇用保険加入率は、「80%以上」が有期雇用派遣労働者で77.8%、無期雇用派遣労働者で93.0%と高い。

○派遣労働者の健康保険加入率は、「80%以上」が有期雇用派遣労働者で72.1%、無期雇用派遣労働者で91.8%と高い。

○派遣労働者の厚生年金加入率は、「80%以上」が有期雇用派遣労働者で70.8%、無期雇用派遣労働者で92.1%と高い。

保険加入率

	雇用保険加入率(%)		健康保険加入率(%)		厚生年金加入率(%)	
	有期 (n=387)	無期 (n=661)	有期 (n=387)	無期 (n=661)	有期 (n=387)	無期 (n=661)
20%未満	4.7	1.8	8.3	2.1	8.8	2.0
20～40%未満	3.6	0.8	4.1	0.9	3.9	0.9
40～60%未満	2.6	0.3	4.4	1.2	5.2	1.1
60～80%未満	6.5	0.8	6.2	0.5	6.5	0.6
80%以上	77.8	93.0	72.1	91.8	70.8	92.1
無回答	4.9	3.3	4.9	3.5	4.9	3.3
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

## (2) 派遣労働者への定期健康診断・福利厚生等【第 57～60 表】

○派遣元事業所に福利厚生制度等がある場合に、有期雇用派遣労働者が利用できる割合は、「定期健康診断」が97.2%、「互助会制度」が78.3%、「福利厚生施設」が94.6%となっている。

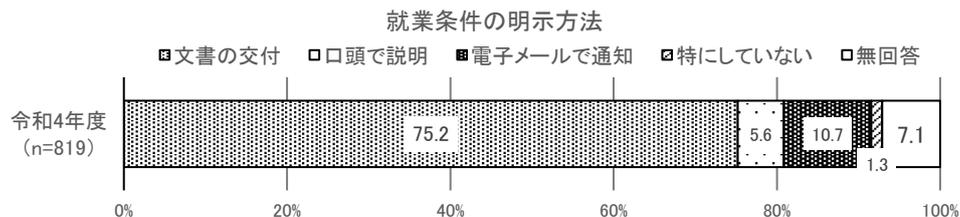
○無期雇用派遣労働者が利用できる割合は、「定期健康診断」、「互助会制度」、「福利厚生施設」のいずれも95%以上と高い。

福利厚生制度等の有無

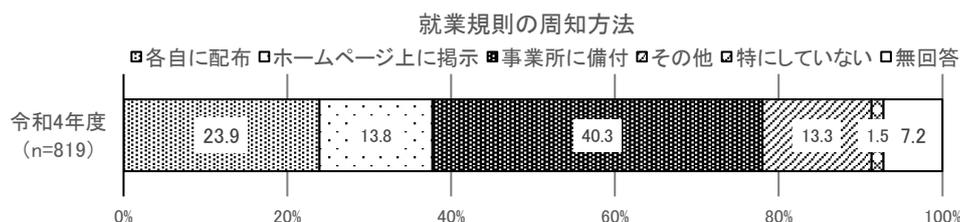
	制度や施設の有無						派遣労働者の利用可否							
	有期(n=387)			無期(n=661)			回答数 (件)	有期			回答数 (件)	無期		
	ある	ない	無回答	ある	ない	無回答		できる	できない	無回答		できる	できない	無回答
定期健康診断	91.7	4.9	3.4	94.6	2.9	2.6	355	97.2	2.0	0.8	625	98.1	0.3	1.6
互助会制度	11.9	84.5	3.6	16.5	80.3	3.2	46	78.3	21.7	0.0	109	96.3	2.8	0.9
福利厚生施設	42.9	53.5	3.6	49.3	47.4	3.3	166	94.6	4.2	1.2	326	99.1	0.3	0.6

## (3) 派遣労働者への就業条件の明示【第 61～62 表】

○派遣労働者への就業条件の明示方法については、「文書の交付」(75.2%)が最も高く、次いで「電子メールで通知」(10.7%)となっている。



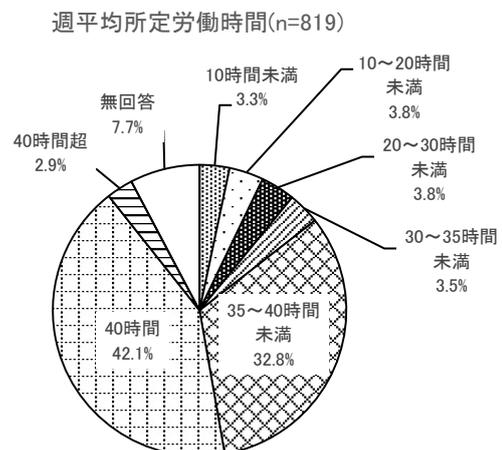
○派遣労働者に適用する就業規則の周知方法としては、「事業所に備付」が40.3%で最も高く、次いで「各自に配布」(23.9%)となっている。



## (4) 派遣労働者の週平均所定労働時間【第 63 表】

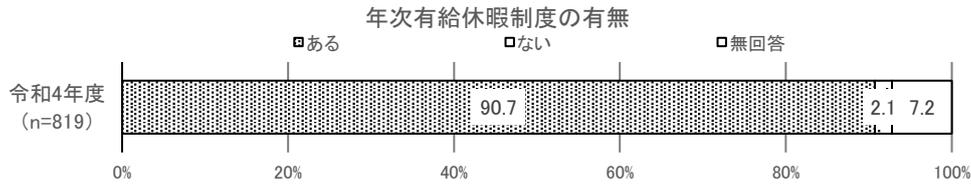
○派遣労働者の週平均所定労働時間は、「40時間」(42.1%)が最も高く、次いで「35～40時間未満」(32.8%)となっている。

○正社員とほぼ同等と言える35時間以上の週平均所定労働時間で労働している割合は77.9%と、8割近くになっている。

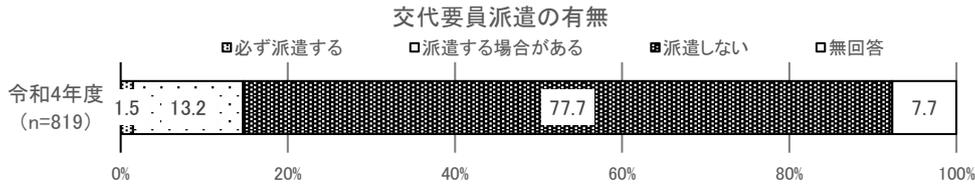


### (5) 年次有給休暇制度【第 64～65 表】

○派遣労働者の年次有給休暇制度は、「ある」が90.7%と約9割になっている。

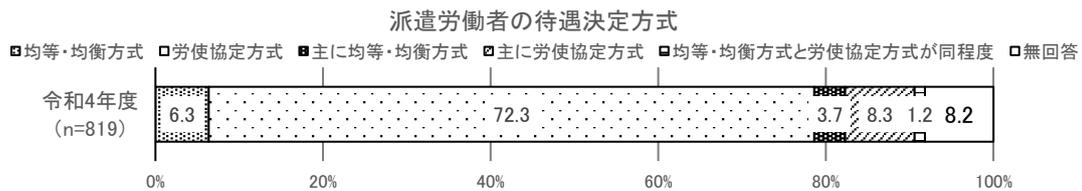


○年次有給休暇取得時の交代要員については、「派遣しない」が77.7%で高い。



### (6) 派遣労働者の待遇決定方式【第 66 表】

○派遣労働者の待遇決定方式については、「労使協定方式」が72.3%で最も高く、次いで「主に労使協定方式」(8.3%)、「均等・均衡方式」(6.3%)となっている。

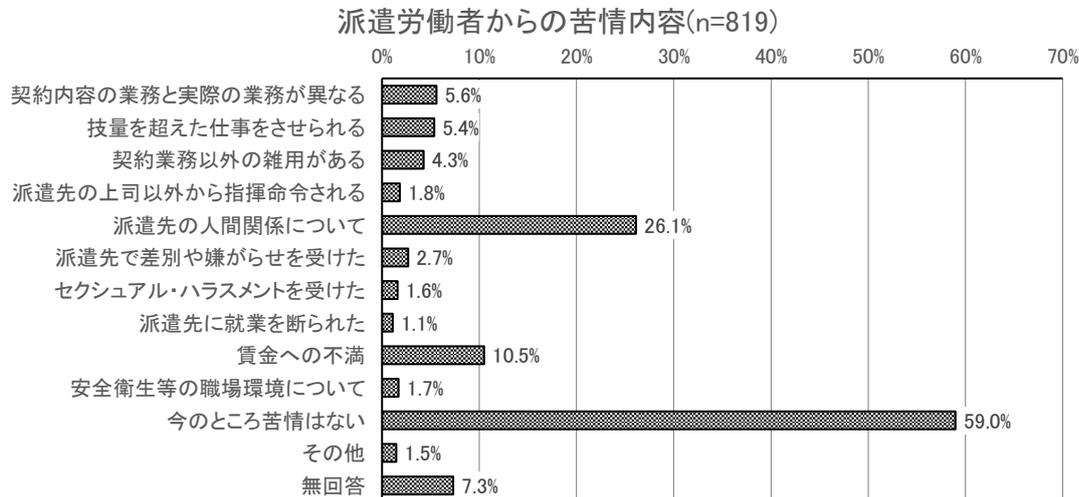


## 7. 派遣労働者からの苦情

### 派遣労働者からの苦情(複数回答)【第 67 表】

○「今のところ苦情はない」が59.0%で過半数を占めている。

○派遣労働者からの苦情については、「派遣先の人間関係について」が26.1%で最も高く、次いで「賃金への不満」(10.5%)となっている。

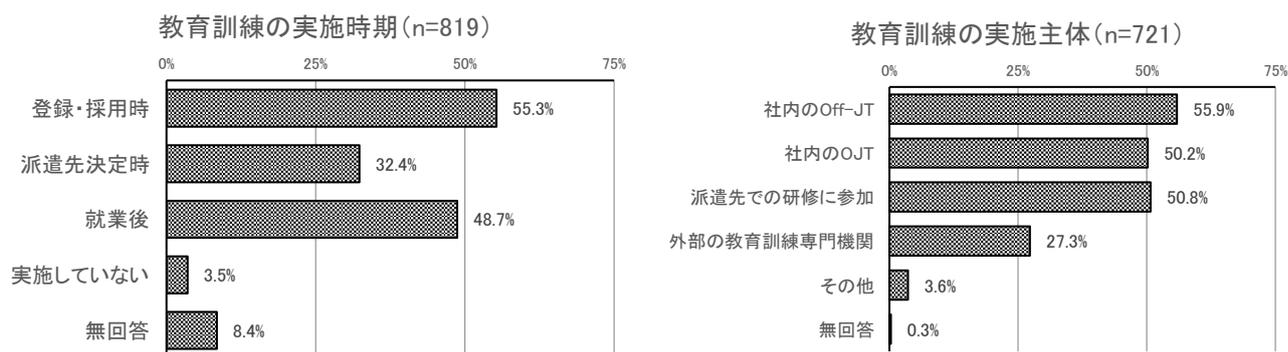


## 8.派遣労働者の教育訓練制度

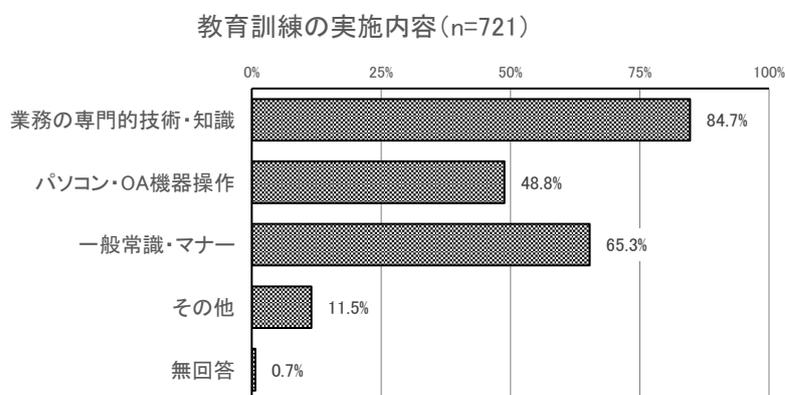
### (1)教育訓練等の実施(複数回答)【第 68～70 表】

○教育訓練の実施時期については、「登録・採用時」が55.3%で最も高く、次いで「就業後」(48.7%)となっている。

○教育訓練の実施主体については、「社内のOff-JT」が55.9%で最も高く、次いで「派遣先での研修に参加」(50.8%)、「社内のOJT」(50.2%)となっている。



○教育訓練の実施内容については、「業務の専門的技術・知識」が84.7%で最も高く、次いで「一般常識・マナー」(65.3%)、「パソコン・OA機器操作」(48.8%)となっている。



### (2)教育訓練実施時の受講料の派遣労働者負担、賃金補償【第 71 表】

○受講料の派遣労働者負担は、いずれの教育訓練内容においても「なし」が9割を超え高い。

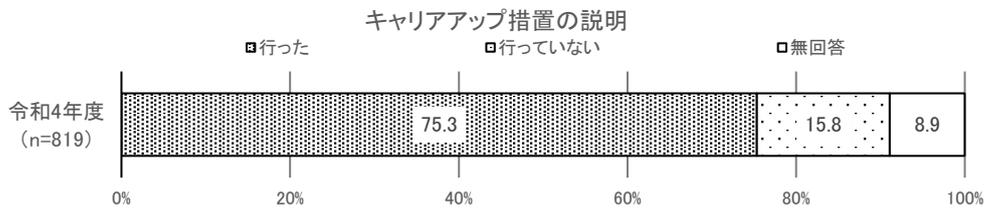
○賃金補償については、いずれの教育訓練内容においても「全額」が85%以上となっている。

教育訓練時の受講料負担、賃金補償

	回答数 (件)	受講料派遣労働者負担				賃金補償			
		全額	一部	無し	無回答	全額	一部	無し	無回答
業務の専門的技術・知識	611	4.9	1.6	92.6	0.8	91.0	4.1	3.8	1.1
パソコン・OA 機器操作	352	3.7	1.1	94.6	0.6	90.6	4.0	4.0	1.4
一般常識・マナー	471	4.0	0.6	94.3	1.1	89.4	4.0	5.3	1.3
その他	83	2.4	1.2	95.2	1.2	85.5	7.2	3.6	3.6

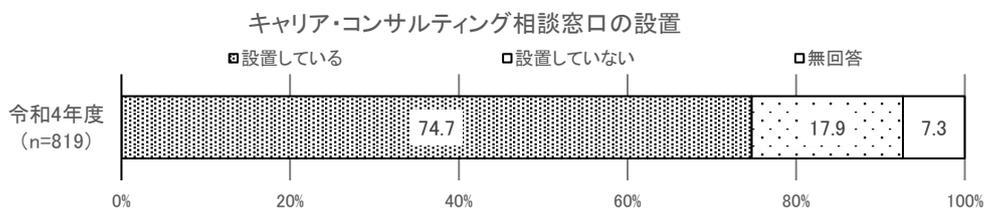
### (3) キャリアアップ措置の説明【第72表】

○キャリアアップ措置の内容について、派遣労働者を雇用しようとするときに説明を「行った」事業所が75.3%、「行っていない」事業所が15.8%となっている。



### (4) キャリア・コンサルティング相談窓口の設置【第73表】

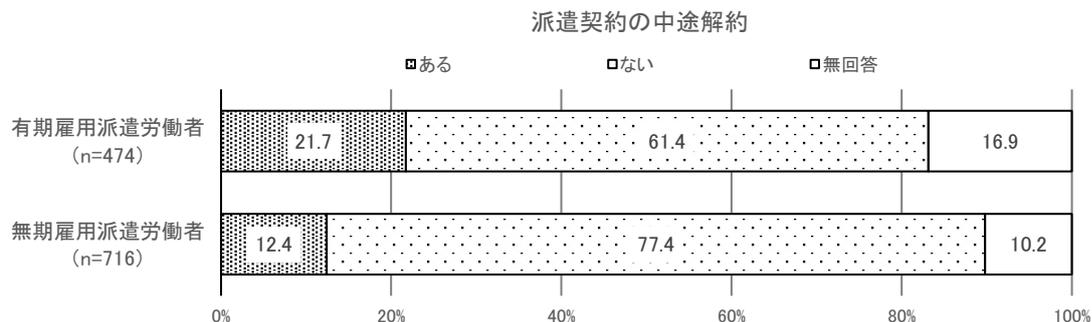
○キャリア・コンサルティング相談窓口について、「設置している」事業所が74.7%、「設置していない」事業所が17.9%となっている。



## 9. 派遣先との労働者派遣契約

### (1) 派遣契約の中途解約【第74～75表】

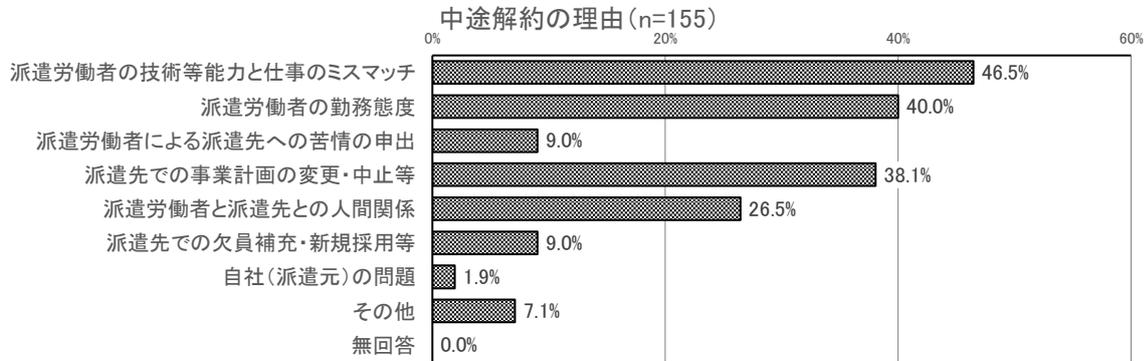
○過去3年間で派遣先から派遣契約を中途解約されたことについては、有期雇用派遣労働者では「ある」が21.7%、「ない」が61.4%、無期雇用派遣労働者では、「ある」が12.4%、「ない」が77.4%となっている。



※「有期雇用派遣労働者がいない」、「無期雇用派遣労働者がいない」を除いて集計

## (2) 中途解約の理由【第 76 表】

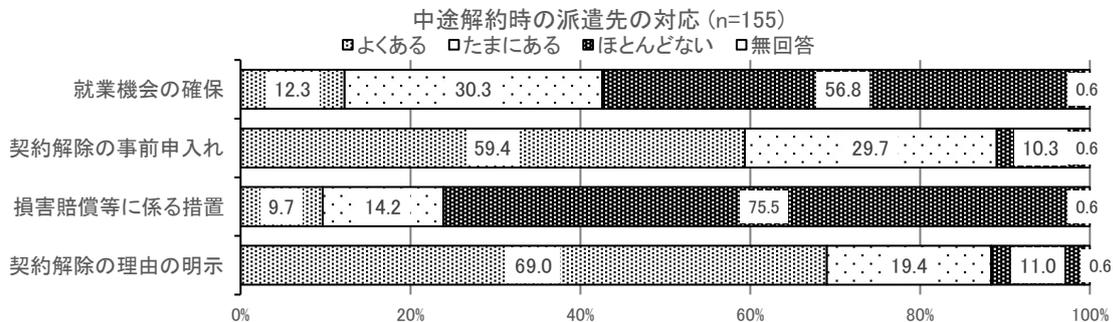
- 「ある」と回答した事業所が中途解約された理由は、「派遣労働者の技術等能力と仕事のミスマッチ」が46.5%で最も高く、次いで「派遣労働者の勤務態度」(40.0%)、「派遣先での事業計画の変更・中止等」(38.1%)となっている。



## (3) 中途解約時の派遣先の対応【第 77～80 表】

- 派遣契約が中途解約された際の派遣先の対応状況は、契約解除の理由の明示については、「よくある」が69.0%、「たまにある」が19.4%となっている。また、契約解除の事前申入れについては、「よくある」が59.4%、「たまにある」が29.7%となっている。

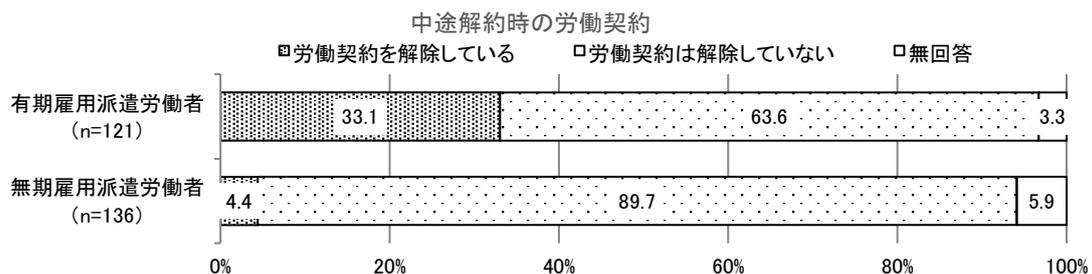
- 一方、損害賠償等に係る措置については、「ほとんどない」が75.5%、就業機会の確保については、「ほとんどない」が56.8%となっている。



## (4) 中途解約時の労働契約【第 81～82 表】

- 派遣契約が中途解約された際の有期雇用派遣労働者については、「労働契約は解除していない」が63.6%、「労働契約を解除している」が33.1%となっている。

- 派遣契約が中途解約された際の無期雇用派遣労働者については、「労働契約は解除していない」が89.7%、「労働契約を解除している」が4.4%となっている。

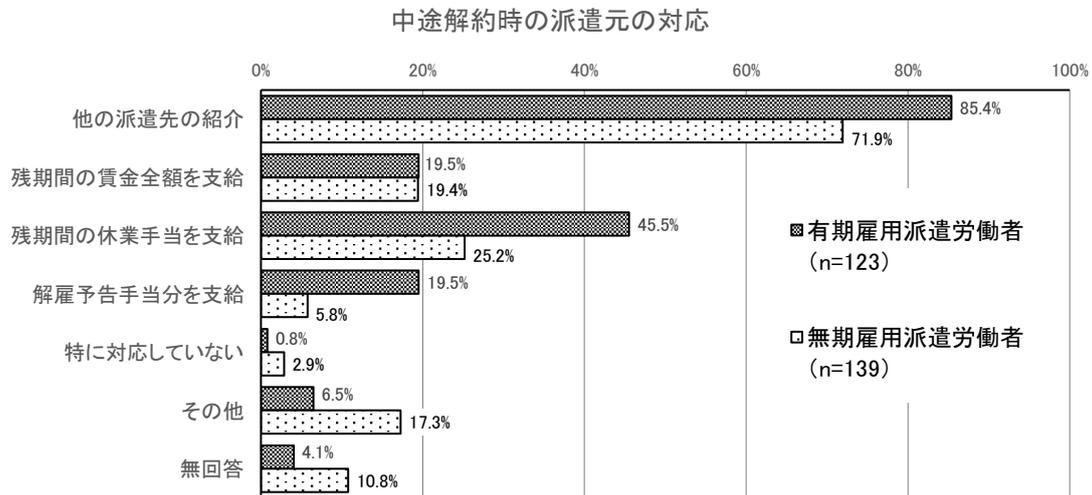


※「有期雇用派遣労働者がいない」、「無期雇用派遣労働者がいない」を除いて集計

### (5) 中途解約時の対応【第 83～84 表】

○派遣契約が中途解約された際の有期雇用派遣労働者への対応としては、「他の派遣先の紹介」が 85.4%で最も高く、次いで「残期間の休業手当を支給」が 45.5%となっている。

○派遣契約が中途解約された際の無期雇用派遣労働者への対応としては、「他の派遣先の紹介」が 71.9%で最も高く、次いで「残期間の休業手当を支給」が 25.2%となっている。

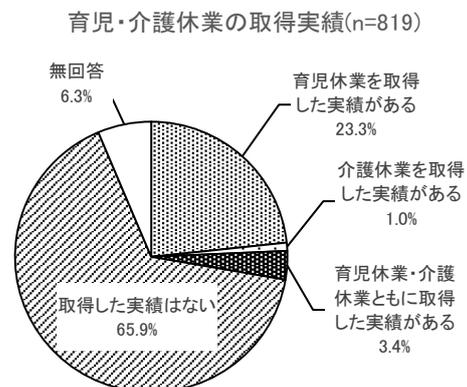


※「有期雇用派遣労働者がいない」、「無期雇用派遣労働者がいない」を除いて集計

## 10. 育児・介護休業について

### (1) 育児・介護休業の取得実績【第 85 表】

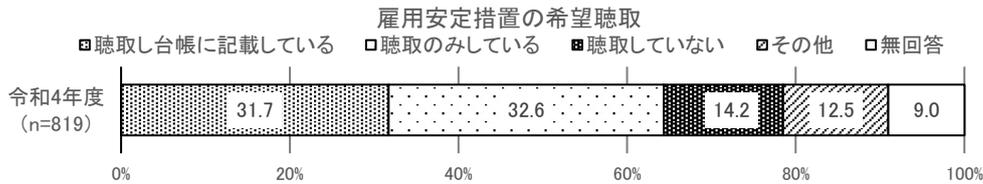
○派遣労働者が育児・介護休業を取得した実績については、「取得した実績はない」が 65.9%で最も高く、次いで「育児休業を取得した実績がある」(23.3%)となっている。



## 11.雇用安定措置について

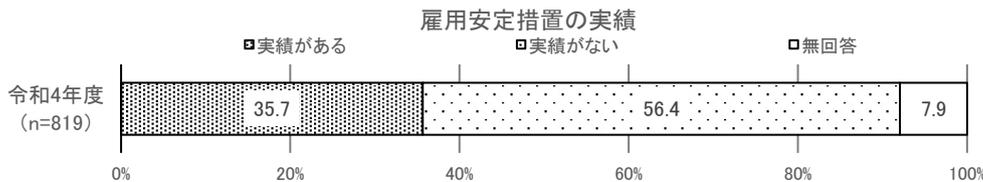
### (1)雇用安定措置の希望聴取【第 86 表】

○派遣労働者からの雇用安定措置の希望聴取については、「聴取のみしている」が32.6%で最も高く、次いで「聴取し台帳に記載している」(31.7%)、「聴取していない」(14.2%)となっている。



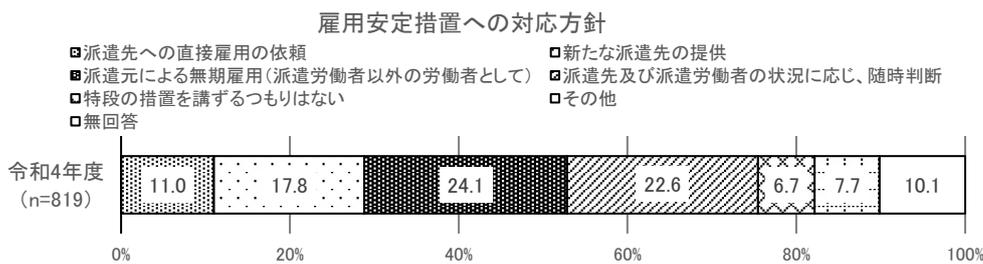
### (2)雇用安定措置の実績【第 87 表】

○雇用安定措置の実績については、「実績がない」事業所が56.4%と過半数を占め、「実績がある」事業所は35.7%となっている。



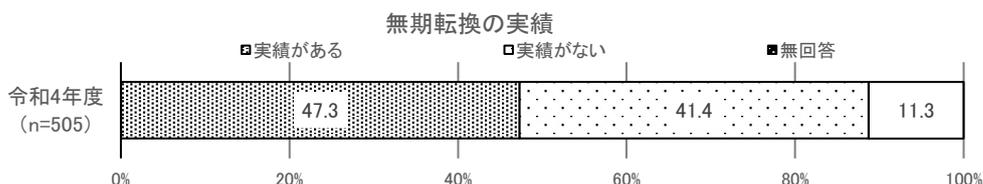
### (3)雇用安定措置への対応方針【第 88 表】

○雇用安定措置への対応方針は、「派遣元による無期雇用(派遣労働者以外の労働者として)」が24.1%で最も高く、次いで「派遣先及び派遣労働者の状況に応じ、随時判断」(22.6%)、「新たな派遣先の提供」(17.8%)となっている。



### (4)無期転換の実績【第 89 表】

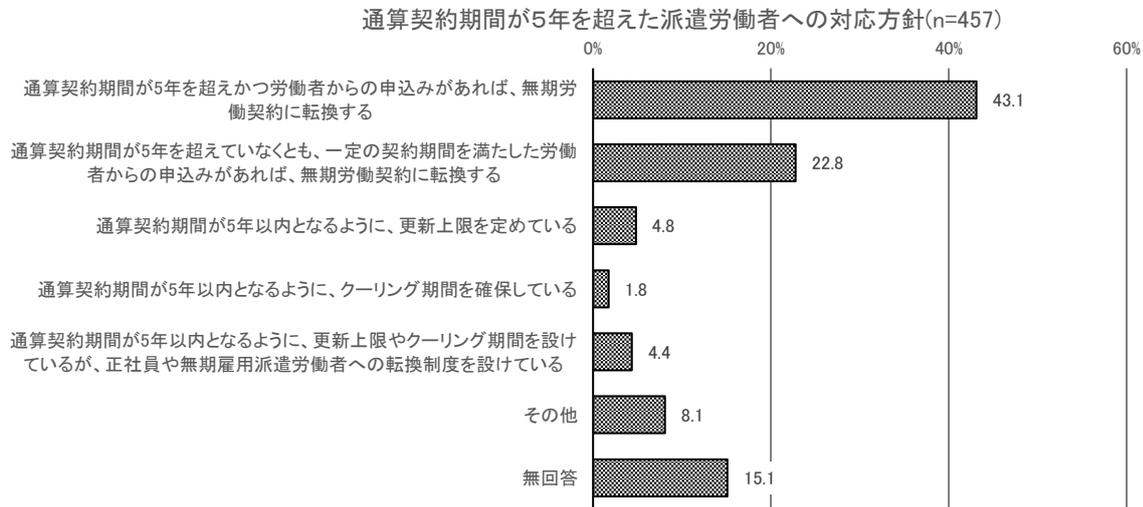
○派遣労働者を無期転換した実績は、「実績がある」が47.3%、「実績がない」が41.4%となっている。



※「有期雇用派遣労働者がいない」を除いて集計

## (5) 通算契約期間が5年を超えた派遣労働者への対応方針【第90表】

○通算契約期間が5年を超えた派遣労働者への対応方針については、「通算契約期間が5年を超えかつ労働者からの申込みがあれば、無期労働契約に転換する」が43.1%、「通算契約期間が5年を超えていなくとも、一定の契約期間を満たした労働者からの申込みがあれば、無期労働契約に転換する」が22.8%となっている。

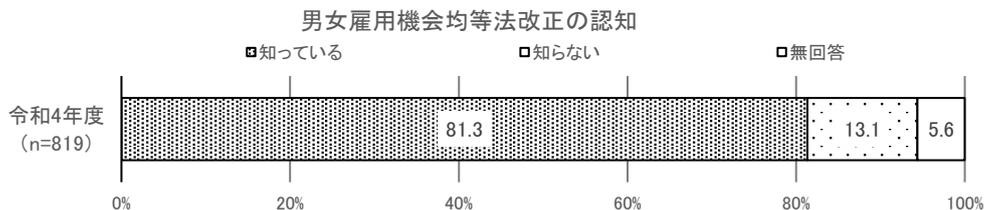


※「有期雇用派遣労働者がいない」、「無期雇用派遣労働者がいない」を除いて集計

## 12. セクシュアル・ハラスメントへの対応

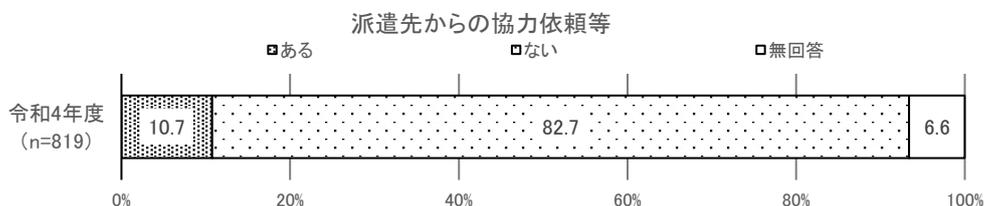
### (1) 男女雇用機会均等法改正の認知【第91表】

○令和2年6月の男女雇用機会均等法の改正により、自社の労働者が他社の労働者にセクシュアル・ハラスメントを行った場合の協力対応に関する規定が追加されたことについては、「知っている」が81.3%に対して、「知らない」が13.1%と、8割以上の事業所が認知している。



### (2) 派遣先からの協力依頼等【第92表】

○派遣先から協力を求められた又は派遣先に協力を求めたことが「ある」事業所は10.7%であるのに対し、「ない」事業所が82.7%と割合が高い。



### 13.派遣事業の現状と今後の課題

#### (1)派遣労働者の待遇改善には何が重要か(2つまで回答)【第93表】

○派遣労働者の待遇改善に重要なものとしては、「賃金のアップ・体系整備」が58.1%で最も高く、次いで「コミュニケーションの充実」(20.0%)、「就業機会の安定的確保」(19.0%)となっている。

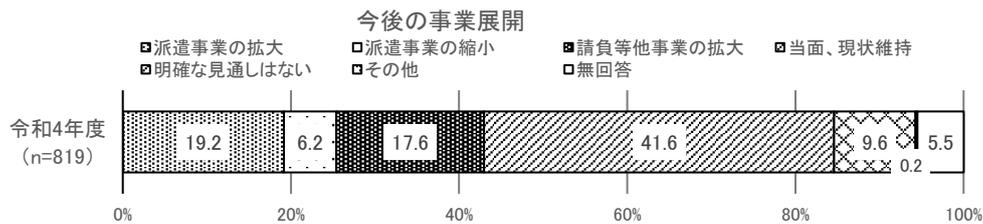
派遣労働者の待遇改善課題<売上高が最大の派遣先業種別>

	回答数(件)	賃金のアップ・体系整備	所定労働時間の短縮(休日増を含む)	時間外労働の削減	健康管理・安全対策	労働・社会保険加入率	福利厚生制度の充実	派遣先での苦情処理の解決	就業機会の安定的確保	教育訓練の充実	技能評価制度の充実	コミュニケーションの充実	その他	無回答
全体	819	58.1	4.3	12.2	16.8	3.3	4.0	7.1	19.0	10.7	7.8	20.0	2.3	8.1
建設業	96	54.2	6.3	19.8	20.8	2.1	3.1	6.3	13.5	8.3	5.2	21.9	5.2	6.3
製造業	81	65.4	3.7	13.6	17.3	2.5	3.7	7.4	27.2	13.6	9.9	12.3	0.0	4.9
情報通信業	301	58.8	3.0	14.6	17.9	2.0	5.0	8.0	15.3	14.0	9.3	21.9	2.3	3.7
運輸業・郵便業	21	61.9	14.3	4.8	19.0	4.8	0.0	9.5	33.3	0.0	9.5	33.3	0.0	0.0
卸売業・小売業	16	43.8	0.0	0.0	31.3	6.3	0.0	6.3	56.3	6.3	0.0	31.3	6.3	0.0
金融業・保険業	21	61.9	0.0	14.3	19.0	0.0	4.8	4.8	28.6	14.3	4.8	4.8	4.8	4.8
不動産業、物品賃貸業	10	40.0	0.0	20.0	40.0	10.0	0.0	20.0	10.0	0.0	0.0	30.0	0.0	10.0
宿泊業、飲食サービス業	8	75.0	12.5	12.5	0.0	12.5	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0
教育、学習支援業	9	33.3	0.0	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2	11.1	0.0	33.3	11.1	11.1
医療、福祉	25	76.0	4.0	0.0	12.0	12.0	0.0	12.0	20.0	12.0	4.0	28.0	0.0	0.0
サービス業	108	66.7	7.4	10.2	15.7	3.7	5.6	7.4	20.4	8.3	7.4	20.4	1.9	0.9
その他	65	64.6	3.1	7.7	18.5	4.6	4.6	6.2	21.5	9.2	15.4	26.2	3.1	3.1

※売上高最大の派遣労働業務(縦の項目)の回答数が「3サンプル以下」は掲載していない。

#### (2)今後の事業展開【第94表】

○今後の事業展開については、「当面、現状維持」(41.6%)が最も高く、次いで「派遣事業の拡大」(19.2%)となっている。



今後の事業展開<現在の派遣先企業数別、総売上高に占める派遣事業売上高の比率別>

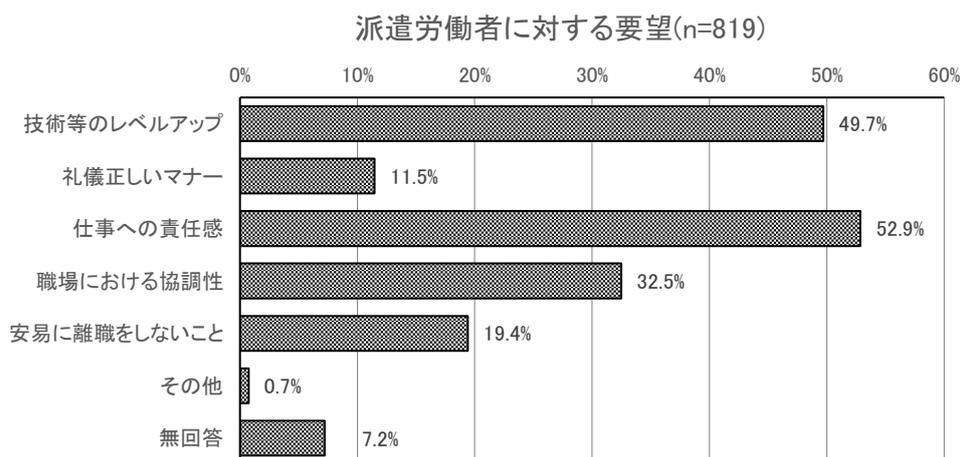
		回答数(件)	派遣事業の拡大	派遣事業の縮小	請負等他事業の拡大	当面、現状維持	明確な見通しはない	その他	無回答
全体		819	19.2	6.2	17.6	41.6	9.6	0.2	5.5
現在の派遣先企業数	1~2社	331	11.5	8.2	19.0	45.6	13.3	0.3	2.1
	3~4社	125	18.4	8.0	19.2	45.6	8.0	0.0	0.8
	5~9社	119	18.5	3.4	19.3	49.6	9.2	0.0	0.0
	10~29社	94	33.0	4.3	17.0	39.4	3.2	1.1	2.1
	30~99社	49	57.1	2.0	18.4	20.4	2.0	0.0	0.0
	100~299社	21	42.9	0.0	23.8	33.3	0.0	0.0	0.0
	300社以上	5	80.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0
総売上高に占める派遣事業の比率	20%未満	416	8.9	10.3	17.5	45.7	13.9	0.2	3.4
	20~40%未満	106	19.8	4.7	23.6	42.5	8.5	0.9	0.0
	40~60%未満	76	21.1	2.6	25.0	42.1	6.6	0.0	2.6
	60~80%未満	64	43.8	0.0	18.8	32.8	3.1	0.0	1.6
	80%以上	114	44.7	0.9	12.3	39.5	1.8	0.0	0.9

※売上高最大の派遣労働業務(縦の項目)の回答数が「3サンプル以下」は掲載していない。

## 14. 派遣元事業所からの要望

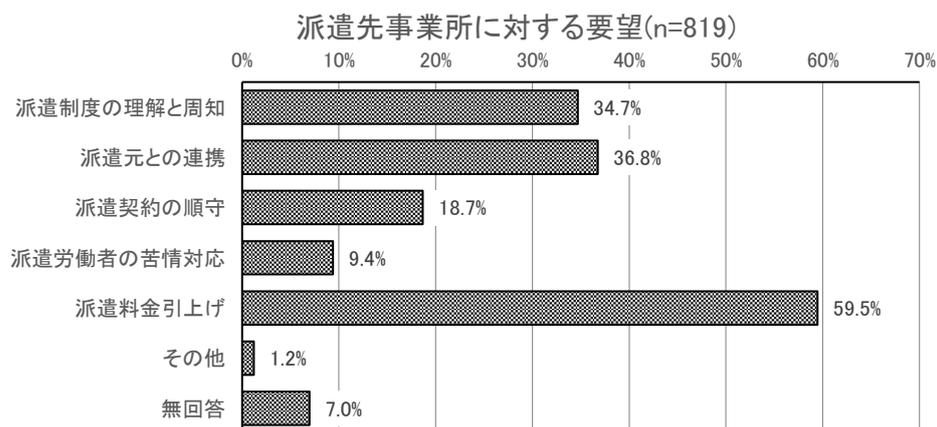
### (1) 派遣労働者に対する要望(2つまで回答)【第95表】

○派遣労働者に対する要望としては、「仕事への責任感」が52.9%で最も高く、次いで「技術等のレベルアップ」(49.7%)、「職場における協調性」(32.5%)となっている。



### (2) 派遣先事業所に対する要望(2つまで回答)【第96表】

○派遣先事業所に対する要望としては、「派遣料金引き上げ」が59.5%で最も高く、次いで「派遣元との連携」(36.8%)、「派遣制度の理解と周知」(34.7%)となっている。



## 15.自由意見

※（ ）内は（全従業員規模、売上最多業務）

### 【期間制限・安定化措置について】

- 現在 60 歳以上の定年退職者のみ離職後 1 年以内の同事業所への派遣禁止が定められているが、せめて定年退職者である要件は削除すべきと考える。有期直雇用で 60 歳以上となった人が同法の適用除外を認められず、泣く泣く職を失うことになった人を複数見てきている。派遣の期間制限は派遣で働く方々の利益になっていない。(30~99 人、情報処理・通信技術者)
- 労働者派遣法の 3 年しぼりは派遣スタッフにとっても苦しい法律になっている。派遣元の無期雇用としたいのはやまやまだが、派遣先の協力（派遣料の改定）も必要。コロナ禍時代となつてから派遣先も業績が苦しい状況で、派遣料金の値上げが困難なため、派遣元の無期雇用に転換することも難しく、3 年を迎える前に他の就業先を紹介している。しかし、多くのスタッフさんは、同じ就業場所での勤務を望んでいるように見受けられる。(100~299 人、一般事務従事者)
- 登録型派遣をやらず、顧客の契約上仕方なく正社員で派遣契約を行っているにも関わらず、3 年ルールが適用されるのは如何なものか。特定派遣から切り替えた IT 系企業はどこも同じ意見だと思う。(29 人以下、情報処理・通信技術者)

### 【料金・派遣料金について】

- 派遣先がなかなか料金の引き上げに応じてくれない。労使協定方式において平均賃金も上昇しており、政府が決めた最低賃金の上昇が派遣料金に転嫁できていない。(100~299 人、その他のサービス職業従事者)
- 社会保険適用拡大に伴い、派遣料金の値上げが必要になってくるが、取引先との話し合いの中で、なかなか現状の派遣料金を超えることは難しい。(100~299 人、接客・給仕職業従事者)
- アシスタントディレクターの賃金は、目に見えて上がったのに、うちの会社はアシスタントディレクターが居ないため、より責任の重いディレクター職なのに、賃金がちっとも上がらず、社員に支給する給料を上げたくてもあげられないことが一番の悩み。来期は上げると言われているが、期待外れに終わらないことを祈るばかりだ。(29 人以下、その他の専門的職業従事者)

### 【規制・制限・法律について】

- 派遣に限らず、労働者の保護が度を超えていると思う。理不尽な解雇は問題だが、労働者側が明らかに悪い場合は、企業側が解雇、処分できるようにしないといけないと思う。いろいろなことに縛られて衰退している。将来暗いと思う。労働者に責任感とやる気が感じられない。(30~99 人、建築・土木・測量技術者)
- 中小企業向けの事業運営のポイント、法改正の留意点・解説セミナー、勉強会の開催を希望する。(無回答、無回答)

- 問題が多いからだとは思いますが、一般企業従事者に比較し、法的規制が多いように感じる。一部逆効果の部分も否めない。(29人以下、製品製造・加工処理従事者)
- 業種によっては正社員よりも派遣社員の方が恵まれていることもある。そのため、派遣先での直接雇用よりも自身のライフスタイルに合わせ、柔軟に派遣で働きたいという人も多くいる。派遣労働者を守るという主旨はとても理解している。しかしながら、パート勤務を希望する人には、いささか不利益になることも多々ある法律だと思う。(30～99人、看護師)
- 規制が厳しすぎると思う。(29人以下、運搬従事者)
- 派遣法の改正により、働きたい派遣スタッフが働けなくなってしまう事象も発生している。  
(1年以内の派遣先直接雇用経験により派遣就業できない。日雇い労働の世帯年収制限により就業できないなど) 今後、本当に働きたい人が働けるような派遣の仕組みとなることを期待している。(500～999人、一般事務従事者)
- 派遣元の負担が大きく、派遣先はお客様なので不条理なことをされても文句が言えない弱い立場にある。社員に対しても、顧問弁護士などのいない小さな会社は泣き寝入りすることが多い。中小派遣元企業を救済もしくはサポートするような行政サービスを検討及び実行して欲しい。  
(29人以下、情報処理・通信技術者)
- 医療・介護に特化している事業所だが、特に助手(ヘルパー)の求職者が少なく求人を出してもいつも空振りで終わってしまう。最後は外国人のお力を借りないとならないのかなと思っているが、外国人労働者の雇用の縛りが厳しく、なかなか踏み出せない。そのあたり、少し緩和されないものかと思う。(29人以下、介護サービス職業従事者)
- 正社員のための派遣事業のため、一般労働者派遣事業の制度内容と合致しない部分が多く以前の「特定労働者派遣事業(届出制)」のような制度ができることを望む。(29人以下、情報処理・通信技術者)
- 一般労働者派遣法につき、小規模派遣事業主への暫定処置(基準資産500万)又は特定派遣の復活を切に願う。(29人以下、情報処理・通信技術者)

#### 【手続き、報告義務等について】

- 当社での売上全体に占める派遣事業の比率は極わずかであるにも関わらず、あまりに役所から求められる手続きが大きすぎる。また、更新等にかかる費用も高すぎる。費用対効果に疑問を感じる。派遣に関しては、送っている側も受け入れている側も極めてまじめにやっている。  
(29人以下、建築・土木・測量技術者)
- 派遣法の考え方が、有期雇用労働者にフォーカスした内容となっているのは理解できるが、無期雇用労働者主体の場合に事務手続きが割愛可能なものもあり、事業運営側の負担軽減も加味していただきたい。(500～999人、製造技術者)
- 派遣事業を主とした会社ではなく、2名だけどうしても派遣契約ではないといけないという先方の要望に応えるため、派遣事業登録をしている。無期雇用者でなくてはいけない決まりであり、派遣事業を事業内容としている会社とは明らかに違うが、それでも同じように更新や書類提出を行わないといけないことが非常に業務の負担になっている。数名しかいない場合、弊社のような特殊な場合に対応する決まりにして欲しい。(29人以下、その他の専門的職業従事者)

## 【要望／その他】

- 労使協定や派遣の就業規則について知りたい。(サンプルなど…) (29 人以下、一般事務従事者)
- 設立 2 年目の派遣会社としては、外国人労働者専門に行っているがニーズは高く希望者も多い。派遣については順調だが、外国人のビザの関係で派遣先で必要なタイミングで派遣ができないことが問題となっている。(29 人以下、製造技術者)
- 派遣先による人種差別、派遣社員を見下したような派遣先社員の態度は改まらない。(30～99 人、その他の運搬・清掃・包装等従事者)
- 建設業における労働者派遣事業は、元請けが自社現場職員を休ませるために、下請けに技術者派遣を強要する「優先的地位の濫用」のケースが圧倒的に多く、人手不足の中で下請けにしわ寄せがきているため、早く規制して欲しい。今回のアンケートは、「派遣のため人を雇入れる」本来の派遣業を生業としている企業に限定して欲しい。(500～999 人、建築・土木・測量技術者)
- 労働者の権利が優位に感じられることがある。(29 人以下、会計事務従事者)
- 派遣先企業にはもっと派遣労働者を使う機会を増やしてほしいので、派遣労働者を使う派遣先企業のメリットを提供することが考えられる。派遣労働者を使う際の派遣先企業の負担軽減も重要だと思う。(29 人以下、機械整備・修理従事者)
- 非正規労働による待遇の引き下げ問題や、雇用の不安定化の問題等において、派遣労働がちよくちよく問題視されるが、派遣労働よりも直接雇用のパート、契約社員の方がよっぽど問題であると考えている。日本は働くことへの教育が整っていない。非正規＝不安定、使用者が悪い、派遣業者が悪いではなく、働くことへの教育支援を行政機関には望む。学校教育についても、労働基準法や労働組合法、労働関係調整法その他労働法規について教育する機会がなく、法の不知により労働者が不利益を被っていることはないか。使用者が法違反してしまう要因となっていないか。派遣法が悪いような偏見は改めるべきと思う。(1000 人以上、一般事務従事者)
- 現在の雇用や求人状況は、職業選択の自由や生活スタイルの自由が拡大しており、各々の企業は人材確保に苦勞すると考えている。派遣のみならず課題となっているのは、障害者雇用、高齢者雇用となるが、その両方までの扱いではなくとも、就労が困難な潜在就労者層の発掘が必要と感じている。ただし、大規模な派遣会社ならともかく、小規模な派遣会社では教育体制の強化も難しく、また、障害者雇用なども困難な状況である。派遣として障害者や高齢者、就労困難者を提案した際に、派遣先や派遣元の双方にメリットが発生しないと、派遣会社の義務遂行は難しいと考える。(100～299 人、製品製造・加工処理従事者)
- 大手が定年退職ということで積極的に雇用維持を行っていない。大手の論理はある程度理解はできるのだから、この辺を改革しないと増々労働力は減少する。今は、65 歳以上でも充分働けると思う。弊社では、年齢と待遇で大手を退職した人を積極的に雇用しているが、大手が 1 か月～3 か月単位の契約しかないので長期的な雇用契約が結べない。また、キャリアアップ制度などはキャリア転換等で必要なかもしれないが、同じ業界で働く場合で 65 歳を過ぎた労働者にとっては必要ないのではないか。(29 人以下、情報処理・通信技術者)
- 今後、労働人口が減少する中で優秀な人材の確保についてはより厳しさを増しそうであり、先行きが極めて不透明である。(500～999 人、一般事務従事者)